仙台市文化財調査報告書第九三集

仙台市文化財分布調査報告 Ⅳ

仙台市東光寺板碑群

仙台市教育委員会

仙台市文化財調査報告書第九三集

仙台市文化財分布調査報告 Ⅳ

仙台市東光寺板碑群

仙台市教育委員会

序

仙台市域の東北端に位置する岩切地区は、中世陸奥国の府の西域にあって、ここまで北上してきた奥大道がここから北へ浜へと分岐する要衝の地とされていたところであります。この地の理をもって七北田川沿いには、冠屋市場や河原宿五日市場等も常設され、中世陸奥国最大の交易の場ともなっていたとも伝えられております。また高森山には留守氏居城として著名な岩切城跡や中世時代の古刹東光寺等もあって、東北の中世史を語る一級の史料資源が所在することで古くから注目されてきたところであります。

昭和五十七年、岩切城が国の史跡に指定されたことを契機に、昭和五十九年から岩切城跡周辺の中世資料集収のための分布調査を実施してまいりました。今年（昭六十）も古刹東光寺境内に集積している板碑群の悉皆調査を実施してまいりましたが、本報告書はその成果をまとめ公表するものであります。これら2ヶ年にわたる調査は「宮城いしぶみ会」という民間の研究団体にご依頼申し上げ快諾をいただき大成されたものであります。多くの「いしぶみ会」会員の方々や指導、助言を賜わった先生方に対し深心なる感謝を申し上げる次第であります。

文献史料に乏しい中世史の解明は、こうした地域史料悉皆調査をもって編むことが最も大切であると考えます。そうした意味でも本書が市民一般はもとより多くの学識者の方々の学習の逸品となれば幸いに存じます。

仙台市教育委員会教育長　藤井　黎

例　言

一、本報告書は仙台市教育委員会が、宮城いしぶみ会に、昭和五十九年、六十年と二ヶ年にわたって依頼した東光寺板碑群の調査報告書である。今回の報告書はあくまでも分布調査の報告であるため、その研究については今後の宮城いしぶみ会の活動に期待したい。

二、本報告書は、昭和五十七年に仙台市岩切に所在する岩切城跡（中世の山城遺構）が国の史跡に指定されたことにより、昭和五十九年度、岩切城に関する様々の調査（『仙台市文化財分布調査報告Ⅳ』を参照）を実施したが、その一環として実施したものである。

三、本報告書の調査は、主として東光寺境内の板碑について行ったものであるが、その周辺（若宮、洞ノ口、三所囲）の悉皆調査も併せて実施し、資料化した。これ以外の区域については、調査外としたが、調査地の性格を把握する上で必要と考えられるものは参考資料として載せ、考察の一助とした。

四、本書の編集、図面作成、写真整理、拓本採集等は、「宮城いしぶみ会」が担当した。

五、本書の執筆は、会で討議を重ねながら、佐藤正人が担当した。

六、本書に使用した写真、図面、拓本等は、「宮城いしぶみ会」が保管している。

七、地形図は、国土地理院発行の二万五千分の一「仙台東北部」を使用したが、第二図、第六図については仙台市都市計画図を使用した。

八、図表の数値は全てセンチメートルで表示した。

九、第一図「奥州名所図絵」は宮城県図書館所蔵のものである。

十、第四図は「仙台郷土研究巻二十八」の中の『岩切村東光寺境内発掘の板碑と其出土状態』に掲載されている板碑出土地実測図を複写したものである。

十一、第七図は、「金沢文庫名品目録」の中の『称名寺絵図並結界記』を複写したものである。

十二、本書の作成にあたっては、東北学院大学、佐々木慶市先生、大石直正先生、東北大学、入間田宣夫先生にご指導とご助言を賜った。記して謝意を表する次第である。

十三、この調査にあたり参加された方々は次のとおりである。

芥川正、阿部正介、石黒伸一郎、伊藤とき、岩渕康治、越後愛子、大里道夫、大村守、加藤よし子
鹿野寿悦、熊谷幹男、近藤豊、佐々木広、佐藤英馬、佐藤正人、鈴木真一郎、高橋重雄、田中則和
中沢徹、西村正子、早坂三雄、水戸嘉一、村上昭夫

目次

序
例言
一、地理的環境について……1
二、歴史的環境について……1
三、東光寺について……2
四、研究史……3
五、調査成果　そのⅠ
1　東光寺板碑群の分布……5
2　東光寺周辺の板碑の分布……8
六、調査成果　そのⅡ
1　東光寺板碑群の特色……10
2　東光寺周辺の板碑の特色……13
七、まとめ……24
写真（図版一～一一）……29
拓本（図版一二～二三）……40

板碑調査作業風景

一、地理的環境について

東光寺板碑群が所在する岩切地区は、仙台市街地より北東へ七kmに位置し、北に利府町神谷沢、東に多賀城市新田・西に泉市鶴ヶ丘と隣接する地域である。

地形をみてみると、岩切地区の北には松島丘陵から延びた一〇〇m以下の低い丘陵が、南方へわずかに張り出しており東光寺は、この張り出した丘陵の先端に位置する。同地区における他三方は、七北田川が形成した沖積平野（河岸平野）が展開し、ここは中世以来開発が繰り返し行われ肥沃な水田地帯となっている。この七北田川は小さく蛇行しながら西から東へ流れ、東光寺附近で丘陵に最も近づいた後、次第に南流し、太平洋に注いでいる。[注1]

岩切地区の地質は、七北田層、青麻層と呼ばれる第三紀中新世代の堆積によって形成された砂岩・レキ岩・凝灰岩からなっている。東光寺近辺も例外でなく、青麻層によって形成され、主に凝灰質砂岩からなっており、石窟や横穴古墳をつくり易い地質構造になっている。しかし、石材として利用するには脆く、板碑等にはあまり使用されていない。

岩切地区は、昭和一六年に仙台市に合併されたが、それ以前は宮城郡岩切村と称し、今市・鴻ノ巣・余目・洞ノ口・若宮・台屋敷の集落からなっていた。特に、今市の集落は、街道に沿った街並が形成されており、江戸時代は足軽町として栄え、今日もその様相をとどめている。この今市の街並を北に進み、今市橋を渡ると東光寺惣門に至る。江戸時代の今市を絵図でみると、[注2]街並は、七北田川に接する北端で、鈎型に曲がり、青麻神社や岩切城（高森城）跡に至る小路とを結ぶ位置に「とどろき橋」がかかっていた。この地点は、中世・近世を通じ、西へ七北田、北へ利府・松島、東へ多賀国府跡・塩釜に至る街道の分岐として交通の要路であった。

第１図　奥州名所図絵　宮城郡之四（宮城県図書館所蔵）

注１「国土調査一九六七年―地形・表層地質・土壌」
　　経済企画庁
注２『奥州名所図絵』宮城郡之四

二、歴史的環境について

岩切とその周辺地区の中世における遺跡並びに古文書に現われた建造物（寺社）等をひろってみると第２図の通りである。

東光寺の北側には東光寺城（南北朝時代）・岩切城（鎌倉時代）・化粧坂城（室町時代）・利府城（室町時代）等の山城が散在する。また、東光寺より東北東四kmの地点には留守家景の館跡とともに、留守家景の菩提寺である加瀬（瀬）寺（現在の天祥寺）があり、中世陸奥国府跡地と推定される多賀城跡は真東四kmに位置する。さらに南に眼を移せば、余目留守氏の居城新田城（鎌倉時代）が南東二・五kmにある。こうして居並ぶ中世城館跡群の一画に東光寺は位置し、その南前方に流れる七北田川（冠川）の河岸には、鎌倉時代、冠屋市場、河原宿五日市場等の町並が形成され、遠隔商人の活動がみられ、さらに、東光寺北東一kmの地点の山麓には紙屋別所が形成される等、生産活動も活発に行われていたと推測されている。また、東光寺をはじめ加瀬寺、南宮、東宮（文永二年家広譲状）や神宮寺、熊野堂、五大院、金峯山堂（永仁二年法眼良辨譲状）等数多くの寺社が立ち並び、神官・僧侶が多く居住するとともに

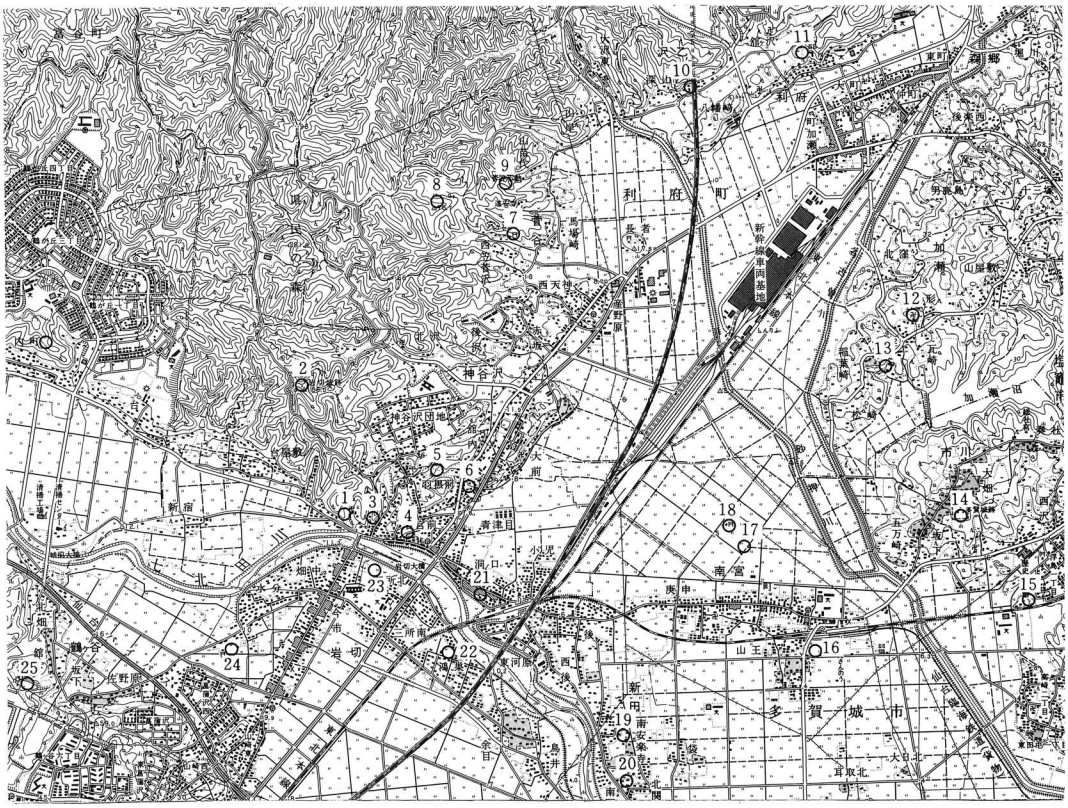

第２図　遺跡分布図

第２図　遺跡

1　東光寺遺跡（板碑群・石窟群・館跡）
2　岩切城跡
3　地蔵堂板碑群
4　若宮前遺跡（陶器出土）
5　羽黒堂跡（寺院）
6　化粧坂城
7　菅谷石窟仏
8　松森城跡
9　道安寺経石（弘安六年銘）
10　沢乙遺跡（陶器出土）
11　利府城跡
12　加瀬（瀬）寺跡
13　家景館跡
14　多賀城跡
15　館前遺跡（官衙・館跡）
16　山王山地田館跡
17　内館跡
18　南宮明神社跡
19　安楽寺遺跡（寺院・館跡）
20　安楽寺板碑群
21　洞ノ口遺跡（陶器出土）
22　鴻巣遺跡（陶器出土）
23　今市遺跡（陶器出土）
24　稲荷館跡
25　笹森館跡

に、国府の官人達の往来によって高い文化をもたらし、地方にあっては中心的な都市を形成していたのであろう。

こうした環境の中に岩切地区はあり、鎌倉時代においては余目留守氏の所領であったことは周知の事実である。

三、東光寺について

東光寺は、国鉄東北本線岩切駅より西方一・五km程のところ七北田川（冠川）沿いに発達した丘陵の裾部に位置する。

東光寺については、『封内風土記』第四巻岩切邑の項に「醫王山東光寺。曹洞宗。本州岩瀬郡須賀川。長録寺末寺。傳云。古昔天台宗。而不詳何時何人開山也」[注1]とあるだけで、寺の由来、縁起を記した古文書は、寛永十九年（一六三二）の火災をはじめ幾多の火災[注2]で焼失し、今日では残っていない。寺伝によれば[注3]、東光寺は、慈覚大師[注4]の開基となった天台宗の古刹であったといわれ、鎌倉時代に、荒廃していた寺を留守氏が再興したものであるという。すなわち、留守家政の妹にあたる比丘尼性喜が、東光寺殿[注5]と号したため、性喜により中興された寺であろうと考えられている。現在の東光寺は、『封内風土記』のとおり、天文九年（一五四〇）に長禄寺僧普岳文統和尚によって曹洞宗として中興した寺である。したがって現在の伽藍は、江戸時代に整

えられた檀越[注6]寺院伽藍配置を形成しており、寺伝による中興以前の天台宗としての伽藍は今に全くとどめてはいない。

さて、この天文九年以前の東光寺についてはその名がわずかだが中世文書の中に現われている。一つは、「鹽竈神社文書」観応元年（一三五〇）か二年（一三五一）に出された右宮禰宜新大夫恒高陳状書である。東光寺名が現われた著名な資料であるので、記載部分を抽出してみる。

「又先年岩切堂塔之頽時大風、宮林之木多倒、□□於遠江[注7]殿御時被乞申、神慮難計、属新大夫可被仰之由、有御一定、之間、東光寺僧、恒高親父　御所望之間、即寄進申畢。其時安大夫切不綺申之条顕然也。是皆今立申堺内也」

この記事は、塩釜神社禰宜新大夫が同禰宜安大夫との境界争いに際し、管領府に提出した弁明書の一節で「岩切の堂塔がくずれた時の大風で宮林の木が多く倒れ、その倒木の処理を留守家に伺いを立てたところ、『神慮計り難い』と言って新大夫にまかせることが決定した。そこで、東光寺の僧が倒木を所望したので寄進した云々」が記されている。ここに出てくる〝東光寺僧〟については、岩切城の合戦により留守氏が没落する直前に東光寺が存在することを認めたものである。しかし、〝岩切堂塔〟については、塩釜神社と関係が深い志波彦神社の施設を指しているとの説[注8]もあり、東光寺と直接結びつけることはできない。

もう一つの文献は、天正一八年（一五九〇）の『岩切城知行調』で、東光寺が知行地として畠地五百分と田地千五百刈を受けていたことが記されている。地行の内容から、さして多くの知行地を受けていたわけではないが、東光寺が留守氏嫡流家と関係のあった有力寺院であったことが伺える。しかし、この東光寺は普岳文統和尚によって中興された曹洞宗寺院である。

注1 天文九年に中興した際山号も本松山と改めている。

注2 『朱桃金華山紀行』に「昔寺中に千体仏堂有。寛永中災に罹る灰燼の餘、埋て土中に有。」

注3 「宮城県寺院大総覧」―東光寺に記載

注4 慈覚大師開基説のある天台寺院は多いがそのほとんどは当てはまらない。

注5 比丘尼性喜は、「留守分流系図」によると三代家広の娘で「留守系図」に東光寺殿との注訳がつけられている。

注6 「仏教考古学講座」第二巻　石田茂作

注7 「水沢市史」第二巻で佐々木慶市氏は留守家助であるとしている。

注8 「大日本地名辞典」第一巻吉田東吾

四、研究史

東光寺板碑群に関する文献は、第1表のとおりである。東光寺の板碑を記した最も古い記事は安永三年（一七七四年）に編纂された「宮城郡岩切村風土記御用書出」にみることができる。江戸時代の板碑記載例は、古物紹介的なものが多く、歴史資料としての取り上げ方をしたものは皆無である。寛政一二年（一八〇〇年）に全国的視野に立って編纂された、松平定信の「集古十種」も例外ではない。しかし、その後にかかれた東光寺の板碑に関する文献を見るかぎり「集古十種」の影響は大きい。そのことは、文化・文政頃えがかれた「奥州名所図絵」（第1図）の中で、古碑と記された箇所が松浦碑を指していることからも伺うことができる。明治・大正時代における東光寺板碑に関する文献を探し出すことはできなかったが、昭和三年に編纂された「宮城郡誌」の記事も「集古十種」の記載を基にした記述がある。

昭和六年、清水東四郎氏による「宮城県内の古碑」の編纂は、後に松本源吉氏による厳しい指摘があるとおり、いささか雑な感を受けるが、それまでの個別な名称をもった板碑の取り上げ方からすれば、これまで紹介されなかった板碑を採集し、本県全域から板碑を確認した意義は大きい。その中で、東光寺の板碑については五基取り上げている。昭和七年には、伊東信雄氏により「岩切村[注1]東光寺境内発掘の板碑と其出土

番号	西暦	年月日	編著者名	論文名	収録書
1	1774	安永3．7		宮城郡岩切村風土記御用書出	宮城県史第4巻
2	1774	安永3．9		宮城郡陸方岩切村東光寺書出	〃
3	1774	安永3．9		宮城郡陸方岩切村覚性院書出	〃
4	1800	寛政12	松平　定信	集古十種碑銘	東北大図書館所蔵
5	1810	文化7	吉田　友好	仙台金石志	仙台叢書別巻1・2
6	1822	文政5	舟山　万年	塩松勝譜	〃　4
7	1839	天保10	不　明	書僧贅筆	日本随筆大成第1期第6巻
8	1928	昭和3．8	宮城郡教育会	宮城郡誌	
9	1930	昭和5．2	斉藤　忠	陸前宮城郡に於ける岩窟佛に就いて	考古学雑誌20—2
10	1931	昭和6．3	清水東四郎	宮城県内の古碑	宮城県史蹟名勝天然記念物調査報告6
11	1932	昭和7．8	伊東　信雄	岩切村東光寺境内発掘の板碑と其出土状態	仙台郷土研究2—8
12	1932	昭和7.11	斉藤　忠	仙台地方金石文表	〃　2—11
13	1935	昭和10．9	菊池　武一	仙台市附近古碑年表	〃　5—9
14	1941	昭和16．5	松本　源吉	陸前宮城郡の古碑	考古学評論第3輯仏教考古学論叢
15	1951	昭和27.12	菊池　武一	仙台の金石文	仙台市史第5巻
16	1954	昭和31．2	宮城県史編纂委員会	宮城県の金石誌	宮城県史17
17	1967	昭和42．8	宮城県文化財保護協会	宮城の文化財Ⅰ	
18	1974	昭和49．7	紫桃　正隆	仙台領内古城・館4巻	
19	1976	昭和51	佐山　京子	磨崖佛に伴う民間信仰	東北民俗資料集5
20	1976	昭和51.11	佐々木慶市	中世の留守氏	水沢市史第2巻
21	1979	昭和54．3	野崎　準	中世宮城郡内の若干の考古資料	東北学院大学東北文化研究所紀要10
22	1981	昭和56．2	藤沼邦彦他	日本城郭大系3	
23	1982	昭和57．3	宮城いしぶみ会	松島の板碑と歴史	
24	1983	昭和58.11	佐藤　正人	宮城県	板碑の総合研究2　地域編

第1表　東光寺板碑群等文献一覧

状態」と題する発掘調査報告が出された。その内容は、板碑と墳墓、供養所との関係を示唆するとともに、造立者を考察した点は、これまでの研究にはない新しい視点に基くものであり、その後の歴史研究に大きな影響を与えた。これを契機に、板碑の集録活動は精力的に行われるようになった。特に菊池武一氏の活動は著しく、昭和十年に「仙台市附近古碑年表」昭和二七年に「仙台の金石文」が刊行されている。また、昭和一六年、松本源吉氏の「陸前宮城郡の古碑」は、他に類をみない精度の高い研究成果であり、昭和三一年に編纂された「宮城県史—宮城県の金石志」の基礎になるなど、今日において最も信頼される資料集となっている。

その後の文献は、これらの資料を基に歴史的吟味を加えたものがほとんどで、新たな悉皆調査は行われていない。また、東光寺板碑群を〝群〟として整理した文献はこれまで刊行されていない。

注1「岩切村東光寺境内発掘の板碑と其出土状態」

調査がおこなわれた地点は、境内西側の崖上に立つ嘉暦二年の大型板碑二基とその周囲である。この地点は、他に例を見ない様々な人工的施設を配しており、その調査によって明らかにされた内容を箇条書にする。

(1)東側は崖に臨み、北と西とは高さ三・七三mの土塁で囲まれている。その中央に間口三・八二m、奥行二・四二mの方形の壇を形成している。

土墨・土壇共に傾斜地を切崩した際特別に切り残したものである。

(2)土壇中央に嘉暦二年の板碑が二基並列し南面して立っている。土壇地下には墳墓的施設はみられない。

(3)土壇西側には溝がつくられ、北側には一列に並べられた長方形の切石によってその背後が区切られている。

(4)土壙が土壇の西と北側に三ヶ所みられ、二ヶ所から人骨が出土した。その内、幼児骨を出土した土壙の上から延文五年の板碑が出土した。

(5)土壇北側から土墨に沿って、種子だけの板碑が四六枚出土した。六〇㎝前後のものが最も多く、二基を除いて全てスレートを打欠いて製作したものである。

調査のまとめとして、「鎌倉末期から南北朝初期へかけての墓地であり、また、それと同時に供養所であったろう。その被葬者被供養者の何人であるかについては、これを決定すべき何等の材料をも持たないのであるが、規模の大きい事より見て、当時の岩切にあって相当の地位にいた人およびその関係者であった事は言い得ると思う」と結んでいる。

五、調査成果そのⅠ

1　東光寺板碑群の分布

東光寺板碑群の分布を述べるに当り、現在の東光寺境内の状況の概略を述べ、さらに散在する板碑の状況から七つのブロックに分け、その造立状態について説明する。

東光寺は、七北田川北側に位置する惣門（表門）から北へ八〇m程ゆるやかに登った地点に山門を配している。この山門へ至る山道の西側は北から南へ舌状に細長く延びた丘陵の東面に当たり、南面と同様切り立った崖になっている。崖面には「やぐら」状の石窟が、惣門から西の丘陵に登る通路側に四基、惣門から山門に至る西側崖面に三基並んでいる。この崖面の上部は、東西一二mの平坦な平場で、現在幼稚園の広場になっており、山門の立つ地点とほぼ同じ高さである。

山門から北へ四〇mの地点に本堂があり、三方を丘陵によって囲まれ、切り立った崖によって区画された、東西八五m・南北八五mの広い平場を形成する。ちょうど、南に開いた丘陵の懐の中腹に本堂を構えた恰好になっている。本堂はこの平場の中央部分より少し北東方向によった地点に位置する。本堂東側には、庫裏、座敷、中庭を配し、典型的な檀越寺院伽藍配置の様相を呈している。また、その前方には、同寺が経営する東光寺幼稚園舎が位置し、それらの建物を囲むように、南面を除き墓地群となっている。平場を囲む丘陵のうち、西側の丘陵は、南北に延びる細長い尾根で、「穴薬師」と呼ばれる石窟仏へ通じる登り勾配のついた小道であった。この小道は本堂のある平場からも惣門から丘陵西側を迂回した小道にも通じる古くからの道であったが、本堂北側の丘陵（東光寺城跡）を開発し墓地造成した際、そこに至る道として道幅を広げている。北側の丘陵は開発によって大きく変貌したが、一部開発からのがれ残存している部分もある。東側の丘陵は、東西一五mの平坦な面をもつ南北に延びた丘陵で、全て墓地となっている。（古くは江戸時代の墓標もみられる）。同墓地群に至る道は丘陵南端にあり北側に東西に延びた丘陵とは「堀り切り」によって切断されている。東光寺境内の地形を、南北に切った状態で想定し、位置を確認してみると、東光寺境内は、三段の平場からなり、惣門は最下位、山門・本堂等は一段目の平場、「穴薬師」や本堂を囲む丘陵は二段目、そして、その上部に東光寺城本丸跡が位置する三段目の平場を形成する。

(1)東光寺山門付近の板碑（No.1～No.8）

この地点に位置する板碑は、全て造立当初の位置ではない。No.1・2の板碑は惣門脇の石窟前に立っていたもので、No.3～5の板碑は山門を入った西側に一列に配されていた。しかし、No.1～5の板碑の前位置が、造立当初の位置で

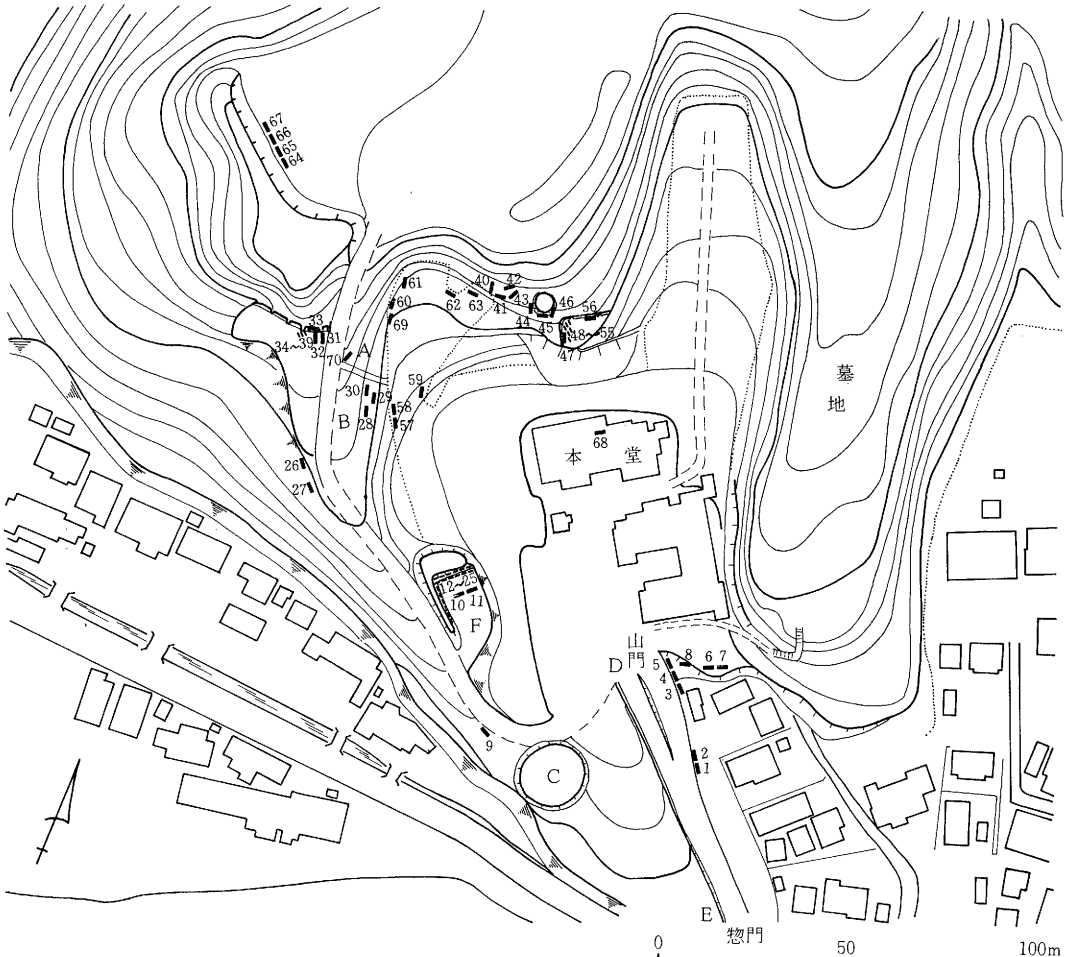

第３図　東光寺板碑群分布図

ある可能性は、配置状況から考え極めて低い。No.6・7の板碑は、岩切洞ノ口法華堂より近年になって運び込まれたものである。No.8の板碑は、古墓石の集積した中から確認したもので、元来の造立位置がどこであったかわからない。

(2) 境内西側丘陵南端附近の板碑（No.9～No.25）

境内西側丘陵尾根づたいに穴薬師に至る小道があり、その登口西側に、No.9の板碑が横倒しになったままになっている。造立当初の位置はわからない。また、登口東側には、北側と西側を土塁で囲み、東側と南側が崖に面した板碑造立のため特別に区画したと考えられる一画がある（第４図）。土壇中央に大型板碑二基（No.10・11）を立て、その背後を切り石で仕切った上で、小型板碑（No.12～25）十三基を土塁に立てかけている。この一画に所在する板碑群については、昭和六年に伊東信雄氏の調査により明らかにされており、当時の報告と現状を比較してみると、正和二年十月十五日銘の小型板碑をはじめ有紀年板碑二基・無紀年板碑が三三基あって詳細は不明である。今回の調査が発掘調査を伴うものでなかったことが、確認しきれない要因になっているとも考えられるが、延文五年の板碑のように、住職が本堂で保管しているものもある。しかし散逸している可能性も高い。

(3) 穴薬師周辺の板碑（No.26～No.39・No.70）

穴薬師は、本堂西側丘陵の南中腹にある。六基の石窟のうち、その中央の石窟壁面に刻まれ

た薬師如来像を指す。同像は鎌倉時代の作と言われているが決定する根拠はない。むしろ、顔と体が細く、鎌倉時代特有の体の均整がない。また、衣文の省略がみられるところから南北朝時代から室町時代に位置づけられるものと考えられる。板碑は、東から二番目の石窟内に九基（No.31～No.39）集められている。その内、No.32・33の板碑は古くから石窟奥壁に立てられていたものであるが、下部遺構の確認をしていないので、同板碑と石窟との関係はわからない。No.39の板碑は、穴薬師より本堂に降りる細い坂道の北斜面にあったものを移したものである。No.31・36・37・38の板碑は、昭和五八年の大風の際、倒れた杉大木の根元より、多くの粘板岩剝片と共に出土したもので、その位置は、No.28の板碑よりわずかに道路側に寄った地点である。また、倒れた杉の立っていた箇所は厚く土砂を堆積していた部分で、根こそぎ倒れた際、土砂と共に道路西斜面に片付けられた。その作業中、土の中よりNo.26・27の板碑が出土し現在斜面に放置されたままになっている。また、同様に出土した板碑でその後埋没し所在がわからなくなった一m程の有紀年板碑で金泥を種子・願文に入れたものがあったことも付記する。No.28の板碑附近には、現在No.29・30の三基の板碑しか分布していないが、板碑を確認した状況から判断して、No.28の板碑附近に小規模な板碑群を形成していた可能性が高いと考えられる。

(4) 境内北側丘陵中央部の板碑（No.40～No.46）

板碑の立っている地点は、雑木林になっており全く開発の手が入っていない。しかし、すぐ背後には墓地造成による切り崩しが完了しており、第8図でみるとおり幅狭な一部が残されているにすぎない。この地区の板碑は七基（No.40～No.46）確認されており、その内No.40～No.44の板碑が分布する地点は、弘安六年・弘安九年・正應三年といった東光寺板碑群中にあって古手の板碑が集中する。これらは、丘陵斜面のやや平坦になった部分に位置し、特にNo.40の板碑の周囲には、山の埋積層土と異なる一〇cm程の玉石が数多く散在していることから、発掘調査の実施によっては、造立当初の位置だけでなく、それに伴う遺構確認の可能性も高い。また、No.43の板碑の東側には、直径二・五m程の小高い盛土がある。この盛土の立ち上がりの明確な南側部分には、三〇cm程の長方体をした切石をめぐらし、三基の板碑（No.44～No.46）を配している。その内No.45の板碑は、うつ伏した状態で突き刺さっており、造立当初の位置を保っている可能性は高い。しかし、板碑と盛土との関係については不明である。

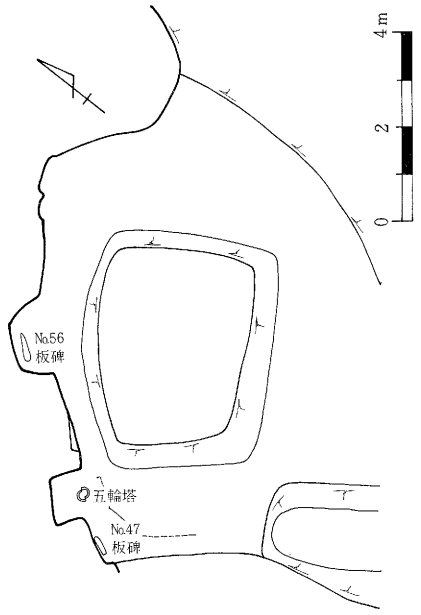

第5図　北側丘陵東南端部遺構

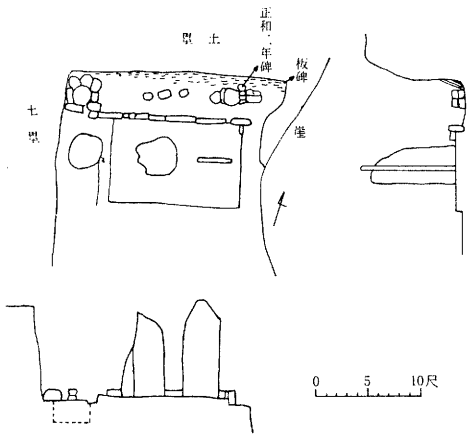

第4図　西側丘陵南端部遺跡

(5) 境内北側丘陵東南端の板碑（No.47～No.56）

丘陵東南端部分の斜面を切り崩し、北側の山を背負う形で東西一〇m南北七mの平場を形成している（第5図）。中央には東西五m南北四mの土壇状の施設があり、現在その土壇は墓石の立地に利用されているが、いつ構築されたものかは不明である。北側の切り立った壁面にはやぐら状の石窟が一列に五基形成されており、（西側より1号から5号までの番号をつけた）2号石窟を除き天井部を崩壊していたが、全体的に縦長で奥行がない小型のものである。西側丘陵に位置する穴薬師と呼ばれる石窟や惣門附近の大型の石窟とは異なる。石窟の床面は平場面より一段高くして形成されており、1号石窟床面では板碑を立てるために掘った楕円状の土壙が認められ、No.47の板碑が立っている。4号石窟内にあるNo.56の板碑に附属する遺構は明確でない。この地区に所在する板碑は、No.47・56の板碑が最も大きく、他は小型の粘板岩製、無紀年板碑で、No.48・49・51の板碑を除き砕かれた断片である。これらは1号と2号の石窟周辺に集められている。また、2号石窟内で直径三〇cm縦二〇cmの五輪塔水輪部分を確認した。水輪部分は縦半分に割れており、表面には𑖀の種子が彫られ上部中心には直径一五cmの円筒形をした掘り込みがみられる。

(6) 本堂周辺の板碑（No.57～No.63・No.68・No.69）

板碑は、本堂西側の墓地内、特に西斜面の崖下に集中する。多くは墓地内敷石等に再利用されているが、No.60の板碑については崖上からずれ落ちた状態のままで確認した。この他、本堂内には、西丘陵の土塁で囲まれた地点から出土したNo.68の板碑を木箱に入れて保管している。また、本堂礎石に板碑を使っていることを、本堂改修工事の際に確認したが、調査することはできなかった。

(7) 裏山墓地西側の板碑（No.64～No.67）

この地点の板碑は、惣門西側石窟脇にあったNo.64・65・66と、当墓地に至る山道の登口西側にあった黒松の脇のNo.67の板碑を移動したものである。

2 東光寺周辺の板碑の分布

岩切東光寺板碑群の調査において、同群の性格を浮き彫りにする手段の一つとして、東光寺板碑群を含めた岩切地区並びにその周辺地区（利府町菅谷・神谷沢、多賀城市新田・南宮、泉市鶴ヶ丘）の板碑状況を総括的にとらえてみることにする。

調査対象外地区において今回確認した板碑総数は、有紀年板碑一七基・無紀年板碑一四基の合計三一基である。これに、これまで報告のあるもので確認できなかった板碑四基を加えると総計三五基造立されていたことになる。

板碑の分布は、岩切丘陵の東麓である仙台市岩切入山から利府町菅谷馬場崎に至る地域と、七北田川北岸に発達した自然堤防上である仙台市岩切洞ノ口から多賀城市新田安楽寺跡に至る地域に集中してみられる。その他、冲積平野内に位置する仙台市岩切今市と多賀城市南宮の二か所に二基（有紀年板碑一基・無紀年板碑一基）と、七北田川南岸の自然堤防上に位置する仙台市岩切三所囲と同権八の二か所に四基（有紀年板碑一基・無紀年板碑三基）を確認した。その内、冲積平野内に位置する板碑については、いずれも、中世における「奥大道」と称した道路に沿った場所にある。しかし、現在の所在地が造立当時の位置である可能性は低く、後世になって現位置に運び込まれたものであろうと考えられ、いずれより移したものかは明確ではない。さらに、七北田川南岸の自然堤防上に位置する板碑の数が、北岸の板碑と比較して少なく、立地も不自然であることから、造立当初からの場所である可能性は低い。

また、東光寺を境として、その西側一帯は、平野部のみならず丘陵部においても板碑の確認された例がなく、東光寺東側と比較して極端な差が現われている。その他、丘陵裾部で板碑の確認例のない地域は、利府町菅谷以北の地区と利府町加瀬沼周辺の地区があげられる。

岩切地区並びにその周辺の板碑をみるかぎり、板碑は岩切東光寺とその東側周辺に集中し、他に安楽寺跡に多数造立されている以外は一か所における板碑の数も少なく、移動しているもの

第６図　東光寺とその周辺の地域の板碑分布図

調査範囲内の板碑所在地

所在番号	所在基数	所在地住所		
1		仙台市岩切入山０東光寺		
2	8	〃 入山48地蔵堂		
3	1	〃 今市耕田寺		
4	1	〃 三所北畑の中	団地造成の為南端に移設	
5	1	〃 三所北村上方	バイパス建設の際移設	
6	4	〃 洞ノ口103加藤方		
7	1	〃 洞ノ口丹野方		
8	2	〃 洞ノ口北華堂	現在東光寺境内に移設	
9	3	〃 若宮観音堂	2基不明	
10	3	〃 若宮羽黒前2－2 羽黒権現		
11	4	〃 若宮羽黒前65		
12	1	〃 若宮羽黒前2－4 足立方		
13	3	〃 若宮羽黒前70 高橋方		
14	2	〃 権八道路脇		
15	1	〃 若宮	現在東北大文学部考古資料室	

も少なくないと考える。造立した当時のまま残されている板碑については板碑の現在の状況から東光寺板碑群の一部と苦宮羽黒前の一部を除いては全く存在しないと考えるのが妥当だろう。

しかし、板碑の集中する東光寺、地蔵堂、安楽寺跡の三か所については、これまでの板碑研究上での確認状況等から推察して、ほぼ同位置にて造立し、群を形成していたと考えられる。また、若宮羽黒前、洞ノ口の板碑についても、板碑が集中する状況から、先の三例より拡散した状態にはあるが、それぞれ群を形成していた可能性は高い。

更に、前述の地区五か所について造立状況をみてみると、東光寺板碑群は一一八基と全体の七〇％を占め、地蔵堂板碑群に八基、安楽寺跡板碑群に七基、若宮羽黒堂地区に一四基、洞ノ口地区に七基造立されている。これらは、いずれも全体の五～一〇％程度の小規模なもので、東光寺板碑群に匹敵するものはない。宮城県内の板碑群の中では東光寺板碑群と同規模かそれ以上の規模をもつ板碑群としては、松島町雄島板碑群と名取市大門板碑群等数ヶ所をあげることができる。

六　調査成果そのⅡ

1　東光寺板碑群の特色

今回の調査で有紀年板碑二二基（内二基は他所からの移動によるもの）無紀年板碑四八基の計七〇基の板碑を確認した。昭和一六年に松本源吉氏が著した「陸前宮城郡の古碑」等により確認された板碑のうち、有紀年板碑一五基（第2表）、無紀年板碑三三基（土塁で囲まれた小板碑群のうち、今回の調査では四六基中一三基しか確認できなかった。）については確認することができなかった。この確認できなかった四八基の板碑を含めると、この地区では、一一八基の板碑が確認されたことになる。これから、一一八の板碑の特色について考察してみるが、よそから移動したNo.6・No.7は除く。

〈**大きさ**〉板碑群の中で有紀年板碑の最大のものは、No.11の嘉暦二年六月造立の板碑であり、地上高で二・七三mある。また、最小の板碑は、断碑を除きNo.4正安二年十月造立の板碑で地上高で〇・八二mある。全体的にみてみると、二mを越えるものはNo.11を含め、三基だけで、他は〇・八mから一・一mのものが多く、比較的縦長で小型のものが多い。だが、板碑の大きさと年代的な関係は認められない。

無紀年の板碑の場合、No.47のもの（地上高一・三四m）No.67のもの（地上高一・四二m）といった比較的大きな板碑も数基認められるが、大部分の板碑は磨耗がひどかったり、後世に敲打され碑面が潰されたもので、造立当時は年号を刻んでいた可能性が高い。これらを別にすれば、造立当初から種子のみを刻んだ板碑は、粘板岩製のものが多く、全て縦長で、断碑を除き〇・五m～〇・六mのものが多い。

〈**石材**〉有紀年板碑の場合、安山岩、砂岩、粘板岩の三種類の石材を使用している。No.11、No.40・No.47の板碑の材質についてみてみると、粘板岩ではあるが、特に板状節理が発達し、大きな板状に割れる特色をもつ稲井石と呼ばれる石材を用いている。稲井石の産出地が、北上川東部の丘陵に限られていることから、遠隔地からの運搬を伴う石材選定が行われていたと考えられる。また、安山岩の岩層も東光寺の近辺にないだけに細部の分析によっては、石材供給地が明らかになるものと考えられる。

三種類の石材の使用に年代的な差は認められない。むしろ、No.10（砂岩）No.11（粘板岩）のように、同一時期の造立でありながら、異なった石材を用いる等、板碑の大小を問わず、石材選択が自由に行われたようである。

しかし、無紀年板碑の場合は、粘板岩製（稲井石と類似するが明らかでない）のものがほとんどで、砂岩・安山岩製のものは数が少ない。

〈**形態・加工**〉本群の中に所在する板碑の形態は縦長で、小型のものが多いことは前述したとおりである。板碑の作成については、石材の形

状をそのまま利用しているため、形態は一様でない。だが、意図的に頂部や側部を加工した板碑も数基認められる。その最も顕著な板碑はNo.31の無紀年板碑で、頂部を三角形にするため、頂部右側面はすでに平滑に研磨されているが、頂部左側面を形づくる際切り落とすことになる部分については未加工で、この面を作るため幅〇・七cmの直線の切り込みが溝状に刻まれていた。溝は凵型をしており、溝は両端が深く中央部が浅く刻まれ、鑿痕はなく、引いた痕跡があったことから鋸状の工具を用いたものと考えられる。側面については、碑面部から裏面部に向けて敲打剝離した痕跡を残している。その他に頂部三角形を呈するものとしてはNo.33の板碑（應長元年）がある。この板碑の片方の面には敲打剝離の痕跡が認められるが、頂部三角形を意図した結果によるものかどうかは、断定できない。また、No.10の板碑（嘉暦二年）は頂部左側面を丁寧に研磨しており、傾斜面を有しているが、左半分を失う断碑であることから、頂部形態は不明である。次に、有紀年板碑の碑面部分の加工を総体的にみてみると、平滑な面にするため、多くは一回の剝離で面を形成しているが、数度の剝離によって山状の高まりができた場合には、鑿で山を削る二次的な調整を行い、（No.60の種子附近）最後に研磨を施すことを基本としている。しかし、No.33の應長元年の板碑やNo.70の正和二年の板碑のように剝離痕を残したまま研磨し、文字を彫り込んでいる板碑もある。また、碑面部分の研磨処理についても、全ての板碑に認められるものではなく、粘板岩製の板碑にあっては、No.11の嘉暦二年の板碑とNo.68の延文五年の板碑には研磨処理がみられない。さらに、安山岩製の板碑では、No.5の徳治二年の板碑に研磨処理が認められなかった。年代的にみると、弘安・正應年間期の碑面処理は、他の時期に造立した板碑に比べ丁寧である。無紀年板碑の場合、No.31の板碑は例外で一般に裏面部よりは平滑にしているものの碑面に対する二次調整や研磨処理は施さないのが特色である。

〈種子〉有紀年板碑の種子で最も多く用いられた種子は、一尊種子𑖮（胎蔵界大日如来）と𑖮に菩提点をつけた𑖮（無量寿如来）が最も多く、全体の四割強を占める。次に𑖮（阿弥陀如来）、𑖮（金剛界大日如来）が多く、𑖮・𑖮・𑖮・𑖮の四種が占める割合は全体の八割に及ぶ状況である。その他に使用された一尊種子は𑖮（釈迦如来）𑖮（地蔵菩薩）𑖮（金剛蔵菩薩）・𑖮（不動明王）の四種で各一基づつ確認されている。二尊種子の例はないが（No.47の板碑は石材の傷みがひどく年号不明）、三尊種子の例は、No.33の應長元年の板碑で、𑖮（阿弥陀三尊）を蓮台と共に記した一例がある。このほか、法曼荼羅（正安二年）を記した板碑も報告されているが、今回の調査では確認できなかった。これらの種子の彫り方は、種子の構図が大柄であるにもかかわらず全体的に浅く、平均〇・四～〇・六cmの彫りになっている。しかしNo.10・11の嘉暦二年の板碑については、彫り幅・彫りの深さとも、他の板碑を大きく上回るスケールをみせている。なお、No.11の種子の下には四行の光明真言が刻まれている。種子の彫り方は薬研彫りで、多くは研磨されている。彫り込みには、彫り面の痕跡から先鑿と平鑿の二種を使用しているが、二種の工具痕を一つの板碑から同時に確認することはこれまでなかった。また、種子の周囲を平坦に調整するため、種子の彫り込みに使用したのと同じ工具を用いている（No.11・No.33・No.60等）ことを確認した。

無紀年板碑の種子は、𑖮・𑖮・𑖮はもとより𑖮・𑖮・𑖮・𑖮・𑖮・𑖮・𑖮・𑖮等も数多く用いられている。種子の構図は有紀年板碑と比較し全般的に小型で、彫刻方法は薬研彫りを行っているものの、彫り幅は狭く、彫りも浅くて研磨処理も施されていない。全体的に力強さに欠け稚拙な感じさえする。無紀年板碑の中には種子の下に枠線を入れたものを三基（No.13・No.22・No.62）確認した。No.13の板碑の枠線は、七cm離して横線二本を引いた中に、縦に三cm間隔で七本の線刻があった。No.22もそれに類似するが、No.62の板碑の場合は少し異なる。それは、板碑の輪郭を一cmの間隔をもつ二重の直線で囲み、種子下にも二重の刻線を配していた。枠線内に墨書痕や仮彫りの痕跡はなかったが、板碑

の施刻形態から考え、年号や願文を意識したものであることは明らかである。しかし、刻んだ後どのように利用したかは全くわからない。

〈造立年代〉板碑群の造立年代は、これまで確認された板碑から、建治四年（一二七八）から延文五年（一三六〇）までの約八〇年間に限られている。しかし、八〇年間継続して造立されていたのではなく、第6表の通り、弘安六年（一二八三）から元應元年（一三一九）の三七年間と、嘉暦二年（一三二七）から元弘元年（一三三一）の二期に分かれて集中する。特に、正應四年（一二九一）から徳治二年（一三〇七）の一七年間は最も造立数が多い。元弘元年以降、本群最後の造立となる延文五年（一三六〇）までの三〇年間は、一基の板碑も造立されていない。

〈願文〉本群の板碑の願文記述は、有紀年板碑の三〇％にかぎられており、年号だけを記しただけのものが多い。願文の記載内容は、No.39の應長元年の板碑以外、類例の多い一般的なものである。

No.4「右志者慈父」

No.26「右志者為過去聖霊往生極楽證大井也」

No.28「右志者相当聖霊才三年之忌辰造立之至法界衆生平等利益也」

No.33「夫以慈父幽儀趣黄泉還□以来相當烏兎十旬過菩提破三有□處鳴呼悲哉孟秋何知五九年齢空没哀哉中冬何月仍… 佛提不空定絶哀愍本願有歸必無引攝于時」

No.44「右志者為過去尊霊往生極楽法界衆生平等利益也」

No.56「賀世住人尼念性□」

No.70「右志者為相當過去慈父幽霊□□」

未2「右志者為□覚尊霊」

未3「右志者為過去往生極楽故也」

未4「右志者為悲母孝子敬白」

未6「右志者相當慈父一百箇日之忌辰出離生死證大菩提平等利益也」

これら二例をみても願文に記された造立者と考えられる人物は、No.56の賀世住人尼念性だけで具体的な造立者像は現れてこない。同様に、被造立者についても実名は記されておらず、慈父（亡父）・悲母（亡母）・尊霊（貴人の死者をさす場合の用語）とあるだけで、どのような人々が供養されたのか全くわからない。願文内容は全て追善供養であり、逆修供養として施刻された板碑がないことは、本板碑群の性格を探る上で重要である。No.33の板碑願文内容については、造立者の情感を深く感じ取ることのできる、他に類例をみないものであるため、要約する。「亡父の霊が黄泉の国に趣いて以来百ヶ日が過ぎ、菩提はいよいよ生死の境界から我々の世界と離れた所に行ってしまう。ああ悲しいことである。七月に四五歳の年齢で亡なってしまった現在もはや菩提が我々の世界にもどることはない。悲しみも絶えた今、菩提が過去世において発起した誓願が必ずかなえられるようにいのる」

〈偈頌〉本板碑群中、偈頌を施刻した板碑は六基ある。それぞれを取り上げ出典等について記述する。

No.10嘉暦二年の板碑の偈頌「華厳如来成正覚時於其、身中普見一切衆生成正」は、大方広佛華厳経巻第五二如来出現品の経文で、本来は華厳如来成……から始まる経文ではなく、「仏子。如来成覚時。於其身中。普見一切衆生正覚。」でありその後文は、「乃至普見一切衆生入涅槃。皆同一性。所謂無性。無滅性。」と続く。この経文は法華平等の真理を証悟し、仏を称揚したもので華厳宗、天台宗をはじめ法相宗、日蓮宗、禅宗の各宗派が用いている。特に、天台大師智顗によって涅槃経、華厳経、維摩経、六品般若経等を基礎に、天台宗の基本思想とされる「法華玄義」「法華文句」「摩訶止観」の法華三部が作成されていることから、華厳経と天台宗の結びつきは強い。

No.43正應三年の板碑の偈頌「諸念仏衆生、衆生不念佛、父母還念子、子不念父母」は出典不明である。しかし、偈頌に記された念仏感は浄土教的な色彩をおびたものである。

No.60徳治二年の板碑の偈頌「諸行無常是生滅法生滅々已寂滅為楽」は、大槃涅槃経一四の一節で一般に諸行無常偈と呼ばれ、総仏法の大綱として各宗派で用いられているが、No.10と同じく天台宗との関係は特に強い。一般に偈頌は、種子の下部に刻まれるのが普通であるが、この

板碑では種子の両側に刻まれている。

No.66嘉元二年の板碑の偈頌「十方佛土中、唯有一乗法、無二亦無三、除佛方便説」は、法華経方便品第二の一節である。法華経は仏教各宗派の基本経典であり宗派の特定はできない。

未13の嘉暦二年の板碑の偈頌「願以此功徳、普及於一切、我等與衆生、皆共成佛道」は法華経化城喩品第七の出典によるものである。梵天王が如来を讃えて読んだ詩頌の最後の句で、其功徳を一切衆生に廻施せんことを願う文として廻向文と呼ばれ、全国的に板碑の偈頌として多く使用されている。

未14元徳二年の板碑の偈頌「日晨朝入諸定、諸地獄令離苦、所佛世界度衆生、後世能引導」は延命地蔵経の「毎日晨朝入諸定、入諸地獄令離苦、所佛世界度衆生、今世後世能引導」の七字四行の偈頌の頭文字が欠けたものである。ただし、「延命地蔵経」について『地蔵経抄』に「覚鑁地蔵式。擧毎日晨朝入諸定等文。為伽陀。是以博検地蔵経部。唯此経有彼文。然則先徳所用。定為亀鏡也。」とあり、この経の真偽は疑われている。延命地蔵経があげている延命地蔵菩薩は金剛薩埵と同一仏であり、一切衆生はこの薩埵の加持力に由って発心するといわれている。

〈光明真言〉No.11嘉暦二年の板碑一点のみ、種子と年号の間に五行五字の光明真言を施刻している。光明真言とは、不空羂索毘盧遮那大灌頂光真言経に記され、密教の灌頂に際しての聖句として日常誦持する代表的な明呪となっている。この意義は、同経文によると、「身壊命終。堕諸悪道此真言。加持土砂。一百八遍。尸陀林。散亡者死骸上。勁神通威力。加持沙土之力。應時即得光明至身。除諸罪報。捨所苦身。往於西方安楽国土」とあり、大日如来に対しての祈願として光明真言を一〇八回諷誦し、土砂を加持して死者の上に散らせば、諸々の罪障は消滅し西方安楽国土に往生できると記されている。

〈追刻〉板碑造立後、石材の再利用のために加工した痕跡をもつ板碑と、板碑を打ちくだく目的のため加工した痕跡をもつ板碑がある。前者は、江戸時代墓石等に使用する際、追刻等の再加工のあったもので、No.33（戒名を中央に追刻）・No.64（講衆の氏名種子以下に追刻）・No.65（山門標式のため板碑裏面に追刻）がそれにあたる。後者については個々に紹介すると、No.10の板碑は左半分を、くさびの打ち込み痕を残し失っている。また、地面からの立ち上り部分には横一列に二〇cm×一〇cmの矢穴を五か所刻んでいた。No.34の板碑は建治元年六月の年号のみを残し、他は全て割られ失っていた。No.61の板碑は種子の部分を先鑿で打ち込みほとんど種子がわからない状態になっていた。No.48～No.55の粘板岩製無紀年板碑は打ちくだかれて散乱した状態で確認した。特にNo.10の板碑については、19世紀初期松平定信が編した「集古十種」の拓本にもみえ、現状と同じく左半分を失っており、破壊はかなり以前に行われたと考える。矢穴の例は、仙台市内でも岩切善応寺の弘安十年銘蒙古の碑、川内植物園内正和二年の板碑にみられる。意図的に板碑を打ちくだいた事は、石材利用のためではなく、宗教上の問題からの処理ではないかと考える。

2　東光寺周辺の板碑の特色

東光寺周辺の板碑は、前項で述べたとおり、地蔵堂板碑群、若宮地区、洞ノ口地区の三つの群にまとめることができる。これらは、形態、石材、種子等において、基本的には東光寺板碑群のものと類似するが、造立数においては同群に及ぶものではないが、造立年代、碑面の刻文内容等に違いが認められる。本項では、この三つの地区に調査対象地区ではなかったが、隣接する利府町菅谷地区と多賀城市新田地区（安楽寺板碑群を含む）の二地区を含め、東光寺板碑群と比較して特色を述べることにする。

第6図で記した通り各地区単位の造立時期は、

○地蔵堂板碑群＝永仁二年～嘉元四年・一二年間
○若宮地区　＝弘安八年～嘉元三年・四三年間
○洞ノ口地区　＝元應元年～建武四年・一八年間
○利府菅谷地区＝弘安五年～文保二年・三六年間
○新田地区　＝正應三年～文保元年・二七年間

である。最も長期間造立のあった地区は若宮地区で、東光寺板碑群と造立時期が酷似する。また利府菅谷地区の板碑も類似している。地蔵堂

板碑群並びに洞ノ口地区の板碑は、一〇年から二〇年程度の短期造立地区で、特に洞ノ口の造立開始時期は元應元年(一三一九)と、他の地域が弘安年間から永年年間に開始しているのに比べ、かなり遅い造立になっている。しかし、どの地区も鎌倉時代末期から南北朝時代にかけてのもので、室町時代の板碑は確認されていない。

碑面刻文における特色は、東光寺板碑群ではみられなかった結衆、講衆による造立が多く、また、逆修供養による造立も認められる点にある。その内結衆、講衆による造立をひろってみると、

○永仁二年　小二郎他五人　地蔵堂板碑群
○元應元年　四三人　洞ノ口
○元應二年　講衆二三人　〃
○嘉暦二年　三五人　〃
○年号不明　別時二〇人　〃
○正應三年　講衆四二人　新田(安楽寺跡)
○永仁二年　別時衆三五人　新田(南宮慈雲寺)
○正和元年　念佛結衆六八人　後新田

と、洞ノ口・新田地区に集中し、若宮・菅谷地区には一基も確認されていない。結衆、講衆の規模は六人から六八人まで様々であるが、平均三四人である。逆修供養による板碑として、講衆と明記した洞ノ口元應二年銘の板碑と安楽寺跡の正應三年銘の板碑は、講名こそ不明だが明らかに逆修供養によるものであり、また、後新田の正和元年銘の板碑と南宮の永仁二年銘の板碑は、逆修・講衆等の文字を記していないが、四八日間の供養をつんだ衆徒(前者は念佛衆六八人、後者は別時衆三五人)によって四九日目の満願成就の日に板碑を造立した旨を記している。これらも逆修供養によるものと考えるのが妥当であろう。

東光寺周辺に所在する板碑の中で、特に注意しなければならない板碑として、若宮羽黒堂の正應二年銘で、造立者「藤原高泰」と記した板碑がある。同板碑は、近年裏山よりすべり落ちてきたとのことで、他の地域からの移動によるものではない。造立者たる「高泰」は、藤原姓を名乗っていることから下級武士とは考えにくい。鎌倉時代後期に当地方と関連のあった豪族、並びに近隣に在した豪族を調べてみると、八幡庄の八幡氏、北条氏、松島の相馬氏、永仁二年家政より岩切村を譲り受けた大江氏と全て平氏の出で、藤原姓を名のるのは当地にあって留守氏をおいて他にない。しかし、「高泰」という名は、留守系図中には現れてこない。多賀国府にあって執務者の中に藤原姓を名のるものがあったかも知れないが、推測の域を出ず、刻文中「奉為慈父」の一般的な板碑にはない特殊用語を考え合せ、留守一族による造立とするのが妥当と考える。地蔵堂板碑群中、永仁二年の板碑にも六人の実名が記されているが、氏姓は明らかでない。刻文中の「又二郎」と類似する名は留守家明の弟に「又三郎」があるとともに、留守分限帳には、家臣として鎌田又二郎や同又六郎の名が記されており、氏名だけで身分を明示することはできない。そうした意味で「藤原高泰」の名を記した板碑は貴重なものといえる。

第2表　東光寺板碑群一覧

番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9
碑面刻文内容				正安二年十月	右志者 為慈父 徳治二 五月十 九日	建武二年丁丑十月十七日	元應元年十二月　日 □□四十三人		
石材	安山岩	砂岩	砂岩	安山岩	安山岩	安山岩	安山岩	河原石	砂岩
高	地63	地91	地120	地82	地105	82	地135	56	119
幅	50	49	62	80	85	26	92	30	47
厚	19	9	16	8	23	19	43	11	28
種子縦	16.5	38	38	48	37	12	—	15	26
種子横	14	16	30	29	33	10	—	15	22
彫り幅	2.0	5.0	5.0	5.0	4.0	1.0	6.0	2.0	3.0
彫り深	0.3	0.2	0.7	0.6	0.8	0.3	0.6	0.3	0.5
	Eより移動	Eより移動	Dより移動	Dより移動	Dより移動	洞ノ口より移動	洞ノ口より移動		

番号	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
碑面刻文内容	華嚴如来成正覚時於其 身中普見一切衆生成正 嘉暦弐年丁卯四月　日　敬白	嘉暦二年丁卯六月　日　敬白		（横2本・縦7本の枠線有）							
石材	砂岩	粘板岩	粘板岩	粘板岩	粘板岩	粘板岩	粘板岩	粘板岩	粘板岩	粘板岩	粘板岩
高	地216	地273	66	72	66	60	59	70	73	56	49
幅	105	90	22	46	25	23	20	29	29	20.5	17
厚	52	11	4	2.5	4.5	6	6	3.5	3	2.5	3.5
種子縦	40	50	9	—	9	9.3	8	8	9	6	7
種子横	—	26	6	—	5	6	6.5	5.5	7	3	6
彫り幅	7.0	8.0	1.3	—	1.3	1.1	1.2	1.1	1.2	0.7	1.1
彫り深	1.6	1.5	0.2	—	0.3	0.2	0.3	0.3	0.2	0.2	0.1
	左欠損										

31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21
		乾元二年三月五日	右志者相当聖霊才三年之忌辰 正應四年辛卯三月九日施主敬白 造立之至法界衆生平等利益也		右志者為 過去聖霊 正應四年 二月時正 往生極楽 證大芹也				（横2本・縦4本の枠線有）	
安山岩	安山岩	安山岩	粘板岩	砂岩	砂岩	粘板岩	粘板岩	粘板岩	粘板岩	粘板岩
110	57	105	地110	103	144	61	57	53	50	67
40	23	66	21	26.5	82	22	24	25	20	21
16	9	12	11	24	22	3.5	2.5	2.2	2.8	2.0
37	12	32	14	23	—	8	10	7	7	8
14	7	21	12.5	13	33	4	8	8	4.4	4.6
4	1.0	3.0	2.0	1.2	5	1.2	0.9	1.5	0.7	0.8
0.5	0.3	0.6	0.6	0.3	0.5	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1

41	40	39	38	37	36	35	34	33	32
	弘安九年 四月 廿五日 白 敬	南無阿弥陀佛					建武元年甲戌六月	夫以慈父幽儀趣黄泉 還口以来相當鳥兎十旬過 憂提破三有□處嗚呼悲 哉孟秋何知五九年齢空没 哀哉中冬何月仍 佛提不空定絶哀愍本願有 歸必無引攝于時應長元年 十一月二日 孝子等 白 敬 没故沙弥尚阿霊位	
安山岩	粘板岩	粘板岩	安山岩	粘板岩	粘板岩	砂岩	安山岩	砂岩	安山岩
48	87	125	55	20	47	50	30	地162	地132
48	40	20	23	29	23	30	21	101	73
27	15	12	13	4	2.5	15	8	25	14
18	23	23	19	—	8	12	—	32	37
18	24	9	10	9	6	10	—	24	35
2.5	3.2	2.5	2.5	2	1	1.3	—	4	7
0.5	0.6	0.5	0.3	0.4	0.1	0.2	—	0.8	2.4
		Aより移動		Bより移動	Bより移動		上部欠損	追刻有	

51	50	49	48	47	46	45	44	43	42
							右志者為過去尊霊往生 弘安六年発未七月六日敬白 極楽法界衆生平等利益也	諸念仏衆生 衆生不念佛 正應二年三月二日 父母還念子 子不念父母	
粘板岩	粘板岩	粘板岩	粘板岩	粘板岩	粘板岩	砂岩	砂岩	安山岩	粘板岩
36	47	27	42	地134	47	地27	地100	地80	63
19	30	17	24	49	24	26	48	38	23
2	3	3	6	11	2	15	44	14	3
7	—	9	17	上38 / 下40	14	20	37	26	9
4	—	4	13	17 / 18	14	15	27	22	7
1.0	4.0	1.0	1.5	2.5 / 3.5	2.0	2.5	3.0	3.5	1.2
0.2	0.7	0.3	0.4	0.4 / 0.4	0.8	0.3	0.4	0.6	0.4
	断碑								

62	61	60	59	58	57	56	55	54	53	52
		諸行無常是生滅法 徳治二年丁未三月十四日 生滅々已寂滅為楽	正應六年二時正 第一日			賀世住人 永仁元年十二月十二日 尼念性□				
粘板岩	粘板岩	砂岩	砂岩	砂岩	安山岩	砂岩	粘板岩	粘板岩	粘板岩	粘板岩
56	90	130	地90	地96	地61	地148	42	22	19	28
17	28	40	85	41	35	75	19	19	13	14
3	2.0	19	32	25	7	17	2.0	1.5	1.5	3
14	20	37	47	26	28	35	13	—	—	—
6	8	15	38	22	21	26	—	10	—	—
1.5	1.0	3.0	5.5	3.5	3.2	4.5	1.0	1.5	1.5	—
0.3	0.3	0.4	1.1	0.4	0.4	0.6	0.3	0.3	0.5	0.7
							断碑	断碑	断碑	断碑

第3表　東光寺板碑群中未確認(不明)の有紀年板碑

番号	刻文内容	石材	大きさ
1	建治四年三月十八日	砂岩	2尺
2	右志者為□尊霊正應六年五月	粘板岩	—
3	右志者為過去永仁四年(中丙)十一月八日往生極楽故也	安山岩	3尺
4	右志者為非母永仁六年(戊巳)十貳月卅日　孝子敬白	粘板岩	4尺2寸
5	右志者為永仁七年二月時正第四番	砂岩	—
6	右志者為相当慈父一百箇日之忌辰法曼荼羅正安二年三月十四日出離生死證大菩提平等利益也	安山岩	—
7	乾元二年三月六日	砂岩	—
8	乾元二年(癸酉)六月十八日　孝子敬白	砂岩	4尺
9	徳治　證菩提　界衆	砂岩	—
10	慶長元年	安山岩	—
11	正和二　十月十五日	安山岩	1尺8寸
12	正和四年　月	安山岩	2尺6寸
13	正和四年	砂岩	—
14	元應元年(大才)(癸未)月	安山岩	3尺7寸
15	願以此功徳普及於一切我等與衆生皆其成佛道　嘉暦二年十月日　孝子敬白	安山岩	2尺8寸
16	元徳二年(午庚)七月九日　孝子敬白　日晨朝入諸定諸地獄令離苦　所佛世界度衆生後世能引導	粘板岩	—
17	元弘元	粘板岩	—

番号	刻文内容	石材	大きさ
63		粘板岩	39
64	正和六年己巳二月廿三日	安山岩	90
65		粘板岩	12
66	十方佛土中唯有一乘法　嘉元二年(甲辰)(大才)十一月卅日　無二亦無三除佛方便説	安山岩	地83
67		砂岩	142
68	延文五年九月十四日	粘板岩	—
69		粘板岩	38
70	右志者為相當過去慈父幽霊□□正安二年十一月　日忌辰衆生往生法界極楽故也	安山岩	94

番号	35	17	15	15	2.0	0.5		65	26	32	4.5	0.6	E から移動
63	20	2.5	7	4	1.0	0.1		64	95	90	65	51	8.0	1.6	E から移動
67	142	34	42	31	26	3.0	0.6	C から移動	68	—	—	—	—	—	F から移動
69	38	19	3	9	6	1.0	0.4	上部欠損

第4表　調査範囲区の板碑一覧

所在地	番号	刻文内容	石材	高	幅	厚	種子縦	種子横	彫り幅	彫り深
2	1	右志者為過去面々 幽霊往生極楽法 界衆生平等利益也 永仁二年二月彼岸 □又二郎 小二郎 小三郎 本□二郎 三郎 □□敬白	安山岩	地90	70	11	47	—	5	1.2
2	2	右志者為□ 永仁二年大才甲午三月十二日孝子敬白 □	安山岩	78	50	16	24	20	3.5	0.9
2	3	右志者為亡親 及悲□ 永仁七年三月　日 菩提乃至法界 平等利益故也	安山岩	地50	44	12	9	8	1	0.2
2	4	右志者過去慈父幽霊 嘉元四年大才丙午三月十五日孝子敬白 □往生極楽也	安山岩	140	73	32	35	32	3	0.2
2	5		安山岩	地47	58	21	22	40	3.5	0.3
2	6	徳 治	粘板岩	地112	38	13	31	25	5	0.7
2	7		安山岩	地40	47	14	25	25	4.0	0.6
2	8		安山岩	地84	36	41	種子を後世に敲打			
3	9		砂岩	地99	26	15	16	24	4	0.3
4	10		安山岩	地115	32	14	27	17	3	0.8
5	11	右為慈父覚霊 正安二年大歳壬寅八月時正 □	砂岩	地204	94	55	74	44	9	1.1
6	12	右為講衆廿三人亡霊也 元應二年大才庚申四月十四日白敬 乃至自己法界平等利益故也	安山岩	地115	65	40	42	28	4	1.0

上部欠損

左欠損

9	8	8	7	6	6	6
19	18	17	16	15	14	13
□元應元年六月廿五日	建武二年二月十七日	元應元年十二月　日 □四十三人			別時 面々各々 祖父祖母 慈父悲母 己上廿人	嘉暦二年大才丁卯九月八日 悲母□ 平等利益 往生極楽也 三十五人 白　敬
砂岩	安山岩	安山岩	粘板岩	砂岩	砂岩	砂岩
	81	地135		地75	地95	地138
	26	92		46	58	55
	19	45		28	22	45
	12	—			—	—
	10	—			—	—
	1.0	6.0			—	—
	0.3	0.6			—	—
不明			不明		上部欠損	上部欠損

11	11	10	10	10	9	9
26	25	24	23	22	21	20
右志者奉為過去 慈父幽儀往生 極楽所造立 如件 正應二年大才己丑三月十四日 信心孝子藤原高泰 敬白	弘安十年二月十日	正應二年二月時正才六	正和六年二月　日 白　敬	嘉暦三年 戊辰七月 十二日矣		
安山岩	砂岩	粘板岩	砂岩	凝灰岩	安山岩	砂岩
102	84	地46	地67	地133		54
62	67	17	112	110		42
25	7	9	46	58		13
30	31	19	36	50		14
23	24	10	30	42		7
3	5	2.5	6	5		2.2
0.6	0.3	0.3	0.7	1.5		0.4
					不明	

第4表2　参考資料　利府町並びに新田の板碑

○（利府町産野原新田）
歸命本覺心法身
常住妙法心蓮臺
本来具足三心徳
三十七尊住心城
弘安五年壬午
九月三　敬白

○（利府町岩薬師）
正應二年己丑十一月廿六日

○（利府町産野原小安観音）
乾元二年三月六日

○（利府町神谷沢）
延慶三年
敬白
二月廿七日

○（利府町菅谷不動祠）
文保二年大歳戊午十一月廿八日　孝子敬白

○（多賀城市新田安楽寺跡）
光明遍照　己上講衆
十方世界
念佛衆生　正應三年二月　彼岸第二
攝取不捨　四十二人敬白

○（多賀城市新田安楽寺跡）
正應三年庚寅八月十九日

○（多賀城市南宮慈雲寺）
四十八日　別時衆
永仁二年甲午八月　彼岸一番
三十五人　敬白

○（多賀城市新田安楽寺跡）
永仁六年八月　彼岸第七番

○（多賀城市新田安楽寺跡）
延慶三年八月廿六日

○（多賀城市新田安楽寺跡）
正和元年壬子六月廿九日

○（多賀城市後新田）
正和元年八月十九日
四十八日
念佛結衆
己上六十
八人敬白

○（多賀城市後新田）
文保元年大歳丁巳八月四日　孝子敬白

11	11	12	13	13
27	28	29	30	31
		弘安八年八月十六日		弘安八年二月十六日
砂岩	砂岩	安山岩	砂岩	砂岩
102	84	地76	地144	地152
50	38	42	84	58
11	14	25	30	24
50	25	—	54	38
—	14	15	30	—
7	5	3	6	7
0.4	0.5	0.7	0.6	0.7
		上部欠損		上部欠損

13	14	14	15
32	33	34	35
			右志者相當過去悲母妙 貞和五年大歳己丑十月 忌辰幽儀證大𦬇至法
安山岩	安山岩	安山岩	粘板岩
地50	地73	地59	
43	67	45	
10	33	13	
16	39	24	
14	18	24	
2.5	4	3.5	
0.2	0.9	0.2	

第5表　東光寺とその周辺の板碑年表

番号	種子	年月日	西暦	所在地	所在番号
1	キリク	建治四年三月十八日	1278	岩切東光寺（不明）	1
2	ベ	弘安五年九月三日	1282	利府町菅谷	
3	キリク	弘安六年七月六日	1283	岩切東光寺	1
4	サク	弘安八年二月十六日	1285	若宮羽黒前70	13
5	ラ	弘安八年八月十六日	1285	若宮羽黒前2	12
6	ボ	弘安九年四月廿五日	1286	岩切東光寺	1
7		弘安十年二月時正第一	1287	岩切東光寺	1
8	ボ	弘安十年二月十日	1287	若宮羽黒前65	11
9	ベ	正應二年二月時正第六	1289	若宮羽黒前2	10
10	キリク	正應二年三月十四日	1289	若宮羽黒前65	11
11	ベ	正應二年十一月廿六日	1289	利府町薬師南	
12	キリク	正應三年二月彼岸第二	1290	多賀城市新田安楽寺跡	
13	ボ	正應三年三月二日	1290	岩切東光寺	1
14	キリク	正應三年八月十九日	1290	多賀城市新田安楽寺跡	
15	ボ	正應四年	1291	岩切東光寺	1
16	ボ	正應四年二月時正	1291	〃	1
17	ボ	正應四年三月九日	1291	〃	1
18	ベ	正應六年五月	1293	〃（不明）	1
19	キリク	正應六年時正第一	1293	〃	1
20	ボ	永仁元年十二月十二日	1293	〃	1
21		永仁二年二月彼岸	1294	岩切地蔵堂	2
22	ボ	永仁二年三月十二日	1294	〃	2

番号	種子	年月日	西暦	所在地	所在番号
23	ボ	永仁二年八月彼岸一番	1294	多賀城市南宮慈雲寺	
24		永仁四年十一月八日	1296	岩切東光寺（不明）	1
25	キリク	永仁六年八月彼岸第七番	1298	多賀城市新田安楽寺跡	
26	キリク	永仁六年十貳月卅日	1298	岩切東光寺（不明）	1
27	ア	永仁七年二月時正第四番	1299	〃（不明）	1
28	阿弥陀心呪曼荼羅	永仁七年三月　日	1299	岩切地蔵堂	2
29	法曼荼羅	正安二年三月十四日	1300	岩切東光寺（不明）	1
30	ベ	正安二年十月十七日	1300	〃	1
31	ボ	正安二年十一月　日	1300	〃	1
32	ベ	正安四年八月時正	1302	岩切三所囲	4
33	キリク	乾元二年三月五日	1303	岩切東光寺	1
34	ボ	乾元二年三月六日	1303	〃（不明）	1
35	ボ	乾元二年三月六日	1303	利府町菅谷子安観音	
36	ボ	嘉元二年二月二日	1304	岩切東光寺	1
37	ボ	嘉元二年十一月卅日	1304	〃	1
38	ボ	嘉元四年三月十五日	1306	岩切地蔵堂	2
39	ボ	徳治	1306	〃	2
40	ボ	徳治	1306	岩切東光寺入口ノ東隣（不明）	
41	ベ	徳治二年三月十四日	1307	岩切東光寺	1
42	ウ	徳治二年五月十九日	1307	〃	1
43	ボ	延慶三年二月廿七日	1309	利府町神谷沢	
44	ベ	延慶三年八月廿六日	1309	多賀城市新田安楽寺跡	
45		應長元年十一月二日	1311	岩切東光寺	1

46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71
𝼄	𝼅	𝼆	𝼆	𝼇	𝼄	𝼆	𝼅	𝼅	𝼆	𝼇	𝼅	𝼆		𝼅	𝼆	𝼄		𝼇	𝼅				𝼅		𝼇
應長元年	正和元年六月廿九日	正和元年八月十九日	正和二年十月十五日	正和四年　月	正和四年	正和六年二月　日	正和六年二月廿三日	文保元年八月四日	文保二年十一月廿八日	元應元年六月廿五日	元應元年七月十七日	元應元年十二月　日	元應元年　月	元應二年四月十四日	嘉暦弐年四月　日	嘉暦二年六月　日	嘉暦二年九月八日	嘉暦二年十月　日	嘉暦三年七月　日	元徳二年七月九日	元弘元年	建武元年六月	建武四年二月十七日	貞和五年十月	延文五年九月十四日
1311	1312	1312	1313	1315	1315	1317	1317	1317	1318	1319	1319	1319	1319	1320	1327	1327	1327	1327	1328	1330	1331	1334	1337	1349	1360
岩切東光寺（不明）	多賀城市新田安楽寺跡	多賀城市後新田	岩切東光寺（不明）	〃（不明）	岩切東光寺入口ノ東隣（不明）	若宮羽黒前2	岩切東光寺	多賀城市後新田	利府町菅谷不動堂	若宮馬頭観音（不明）	多賀城市後新田	洞ノ口北華堂	岩切東光寺（不明）	洞ノ口103	岩切東光寺	〃	洞ノ口103	岩切東光寺（不明）	若宮羽黒前2	岩切東光寺（不明）	〃	〃	洞ノ口北華堂	東北大資料室（元若宮）	岩切東光寺
1			1	1		10	1			9		8	1	6	1	1	6	1	10	1	1	1	8	15	1

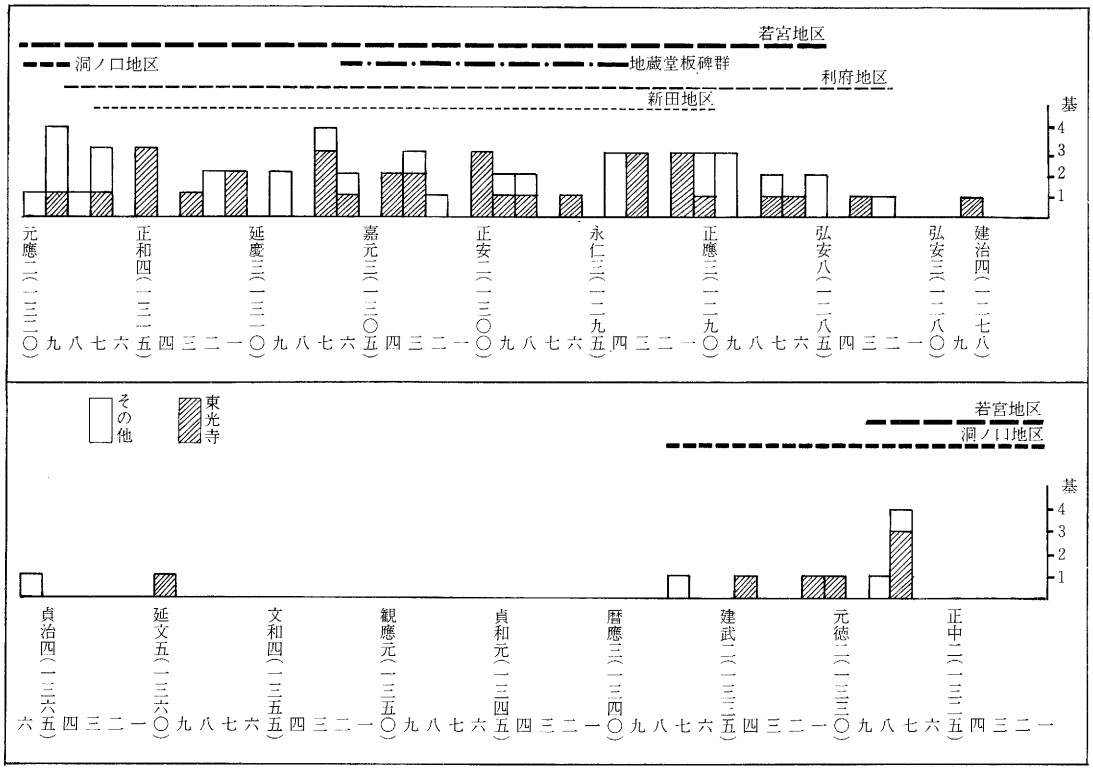

第6表　東光寺とその周辺の板碑造立年代分布

七　まとめ

東光寺板碑群とその周辺の板碑等の特色を整理し、東光寺板碑群の性格、東光寺の成立時期とその造立者について考えていきたい。

はじめに、東光寺板碑群の特色を整理すると次の九項目にまとめることができる。

1　これまで確認された板碑の数は有紀年板碑、無紀年板碑を含め一一八基に及ぶ。近隣地区でこれほど大きな板碑群は松島町雄島板碑群、名取市大門板碑群を置いて他に例がない。

2　板碑の造立位置は、境内三方を囲む丘陵部分のうち、西側と北側の丘陵の境内に面した地点に帯状に確認することができる。現在墓地となっている東部丘陵には確認できなかったが、地形的にみて板碑を立てた可能性は高い。

3　板碑の造立年代は、建治四年から延文五年までの約八〇年間だが、弘安六年から元應元年までの三七年間と嘉暦二年から元弘元年までの四年間の二期に集中している。鎌倉時代末期の板碑群である。

4　境内北側丘陵の中央部分には東光寺板碑群中古手の板碑が集まり、境内西側丘陵南端部の土墨に囲まれた一群には最も新しい板碑が集中する。時期的に造立位置をかえていった可能性が強い。

5　石材は、粘板岩・砂岩・安山岩の三種類で、使用にあたっての時期的な差はない。いずれも他地域からの運搬を要したもので、特に、粘板岩は稲井石と呼ばれる石巻市稲井地方の石材である。

6　大きさは、有紀年板碑の場合、一m程度の小型のものが多く、形状・碑面の加工についても、一部丁寧な加工を施しているものもみられるが、全体的には剝離面をそのまま残したものや、研磨しただけの簡単な板碑が多い。

7　有紀年板碑の使用種子の構成、偈頌、真言等から密教的な色彩が極めて濃い。願文等から造立者を明示できないが、願文のあるものは全て追善供養によるものである。

8　使用種子は、有紀年板碑の場合𑖀・𑖁が全体の四割を占め、次に𑖂・𑖃が多く、𑖀・𑖁・𑖂・𑖃の四種で全体の八割を占める。無紀年の場合使用種子は十二種類で特に多く使われたものはない。

9　無紀年板碑は特に西側丘陵南端部の土墨によって囲まれた区域に集中している。出土状況から推察して、この区域の中心板碑である嘉暦二年の板碑造立時か、それ以降のあまり経過しない時期に造立したものと考える。

次に、東光寺周辺の板碑についてまとめると次の六項目になる。

(1)　この地域の板碑の分布は、南北に延びる丘陵麓に分布する地蔵堂地区、若宮地区、利府地区の板碑群と、自然堤防上に分布する洞ノ口地区、新田地区の板碑群の二種に分けられる。東光寺より以西の地区には板碑の存在を確認することができず、平野部に散在する板碑の多くは、後世に移動された可能性が高いと考えられる。

(2)　造立期間は、若宮地区、利府地区、新田地区共に東光寺板碑群の造立期間とおおむね合致し、特に若宮地区はほぼ一致する。また、地蔵堂地区、洞ノ口地区は造立期間が短く、特に洞ノ口地区は、他地区の造立がほぼ終了してから造立されている。

(3)　石材は、安山岩、砂岩、粘板岩を使用しているが、粘板岩の使用は地蔵堂地区、若宮地区に限られており、大型の石材は使用していない。加工方法等は東光寺板碑群のものと類似する。

(4)　使用種子は、𑖀、𑖁、𑖂の三種で東光寺板碑群とおおむね一致する。ただし、新田地区では𑖂が多く𑖁を使用した板碑は認められない。願文施刻方法は極めて簡単なものが多く、東光寺板碑群のものと類似する。

(5)　洞ノ口地区、新田地区の板碑の中に講衆供養、逆修供養によるものが多く認められる。この地域において追善供養による板碑と明示できるものはない。

(6)　若宮地区から留守一族（在庁官人の可能性もある）と考えられる「藤原高泰」の名の入った板碑を確認した。

以上が東光寺板碑群とその周辺の板碑の概要で

ある。

東光寺境内には、板碑の他、石窟、玉石の集石、円形の盛土等があり、板碑の造立位置とほぼ同じ地点で確認している。発掘調査を実施していない為、時代的な立証はできないが、それらをも含めて考察することにしたい。

東光寺に所在する石窟は、三か所に数基ずつ分布しており、それぞれ形状を異にしているが石窟壁面に残る彫刻痕や床面のつくり、開閉施設の設置、奥壁の彫像等から、鎌倉地方に特有の墳墓であるとされる「やぐら」に酷似している。このような例は、近隣の利府町菅谷や松島町雄島でも確認されており、確認地点は限られるが、東光寺だけの特異なものではない。

さらに、小規模ではあるが、玉石の集石と直径二・五m程の平面が円形をした盛土の部分が隣接して北側丘陵に認められる。こうした例は、静岡県一の谷遺跡[注1]や石川県丹治山福永寺遺跡[注2]でも確認されており、いずれも、集石墓、墳丘墓として中世墳墓遺構と結論づけられていることから、東光寺の集石・盛土の部分が中世墳墓となる可能性は非常に高い。西側丘陵南端部の土塁で囲まれた一郭に土壙墓が二か所確認されていることを付記する。

〈東光寺板碑群の性格〉

東光寺板碑群の中で、願文が記された板碑は、全て追善供養による造立であったことは先に述べたが、それらに、集石、盛土、石窟の遺構を考え合わせると、中世における東光寺本堂を囲む周辺の丘陵は、墓地とそれに伴う供養所的な性格であったと考えられはしないだろうか。それには、石窟・集石・盛土遺構の成立年代を立証する作業を進めなければならないが、盛土に伴う弘安六年銘板碑（No.44）集石部分に伴う弘安九年銘板碑（No.40）の存在やNo.47の石窟内に立てた板碑等は年代判定に大きな手がかりを与えるものになると考える。

板碑・集石・盛土・石窟全て、本堂周囲の丘陵上に帯状に位置することは再々述べてきたが、その配置は「称名寺絵図並結界記[注3]」（第7図）に記された構造とよくにている。称名寺立地の地形は東光寺と同じく、南面を開き他三方が山で囲まれている。称名寺絵図中には板碑こそみられないが、朱線で囲まれた結界外には善光寺殿廟・北条貞時廟や五輪塔等の墳墓群がみられ、朱線内には全くみられない。密教においては、修行道場に魔障の侵入を防ぎ、善者のみを住まわせるために一定の境域（浄域）を限って壁除結護することを結界といい、結界内においては忌み嫌われる墓地の造成や供養塔婆の造立を行うことはしない。

東光寺は称名寺と比べ小規模であるが、東光寺境内背後にみられる丘陵と、そこに帯状に見られる板碑・石窟等の配置は、中世東光寺の結界の範囲を示すものであろう。

〈東光寺の成立時期〉

東光寺板碑群の中で、最古の建治四年銘のある板碑は、本県でこれまで確認されている最古の板碑（文永五年―丸森町[注4]・河北町[注5]）から一〇年遅れて造立されている。しかし、仙台・松島周辺では文永十年に造立を開始しており、この時期の板碑造立件数が少ないことから、建治四年銘の板碑も初期造立期のものと位置づけるこ

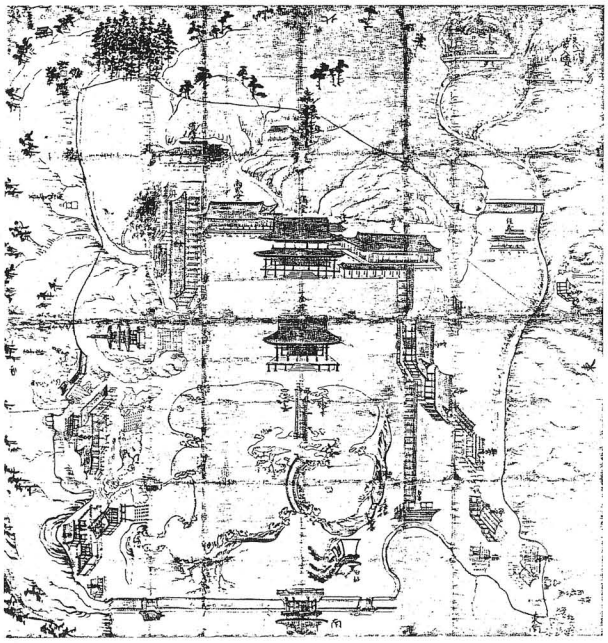

第7図　称名寺絵図並結界記（神奈川県立金沢文庫所蔵）

とができる。東光寺板碑群が早い時期に造立を開始したことについては、いち早く板碑を造立するだけの宗教的・経済的条件が整い、供養所としての性格がこの地域にすでに形成されていたことを意味する。この事項と中世東光寺境内が結界を意図して形成されていることを考え合わせると、東光寺の成立は、結界に基づいた板碑造立開始以前か、その時期をそれほど下らない時期と考えるのが自然である。鎌倉建長寺のように墓地であった所を整理して寺院を形成した例もある（墓地・供養所の成立以降に寺院が形成された）が、東光寺の場合、板碑・石窟等の配置が後世に整理された残存部分とは考えがたく、さらに天台宗であった中世東光寺と密教的色彩を残す板碑との深い関係が認められこそすれ、整理された結果が現配置状況とは考えられない。

〈東光寺板碑群を形成した人々〉

それでは、東光寺板碑群の板碑を造立した人々とはどのような人々であったろうか。東光寺の個々の板碑からは全く解明できなかったが、いくつかの手掛りをもとに整理してみたい。

板碑造立者については、多くの人々がこれまで東光寺を余目留守氏の菩提寺と考えてきた基点から出発し再整理してみる必要がある。東光寺が余目留守氏の菩提寺であるとした理由は、留守家政の妹比丘尼性喜が東光寺殿と弥せられたという点に起因する。しかし、この資料の出典は江戸時代初期に書かれた「留守系図」によるもので代々書き継がれてきたものでないことから、資料として使用するには吟味を要する。その点を留意しても、留守氏が庇護した天台宗と同じく、中世東光寺が天台寺院であり、そこにみられる板碑に密教的色彩がみられること、比丘尼性喜の生存時期と東光寺中興年代が大よそ当てはまること、さらに余目留守氏が所領した地域の事項であることから、比丘尼性喜が建立した寺である可能性は認められる。また、留守氏と結びつけるだけの要素も多分に兼ね備えているように感じられる。要点のみ整理すると、[注6]

1　一二世紀末から一四世紀の初め頃までの寺院形成は、荘園領主による政治的な思惑によるものが多く、荘園内に仏への信仰を持ち込むことによって、領主と在地との宗教的きずなで結びつけようとした。余目留守氏所領地内に東光寺は位置している。

2　板碑の造立期間が余目留守氏盛衰と一致する。ただし周辺の板碑についても、ほぼ東光寺板碑群の造立期間と一致する。

3　鎌倉・南北朝時代の鎌倉地方で「やぐら」に埋葬されたのは、武士や僧侶等の特別な階層の人々であった。東光寺にも「やぐら」と酷似する石窟を確認している。

4　板碑造立までの過程には、法要等に多額の費用を必要としたことから、3と同じく限られた階層の者が板碑を造立したと考えられている。

しかしながら、2～4は留守氏にあえて限定する要因にはならない。同地が余目留守領であると同時に府中であったことを考えると在庁官人の関わりも考えてみる必要がある。東光寺を中興した者が余目留守氏ゆかりの者であったにせよ、同寺を余目留守氏の菩提寺であるとして一族の墓地・供養所と考えるには次の点で問題がある。

(1)　余目留守氏は岩切城の合戦に際し観応二年に没落し、その後延文元年に本領等を安堵されたが八幡氏の押領が続き、実際に延文六年に本領を回復している。東光寺境内から他氏押領期間中の延文五年の板碑が確認された。

(2)　「藤原高泰」と言う名の入った板碑を若宮羽黒前で確認した。藤原姓＝留守氏と考えると、東光寺以外から留守氏一族の追善供養の板碑を確認したことによって、留守一族が東光寺を専用の供養所（菩提寺）にしていたとは断言できなくなった。

(3)　松島町雄島板碑群と比較して造立年代や造立規模・石窟の存在等類似点も多いが、願文内容や加工方法等全体的に極めて簡素な造りである。

(4)　東光寺が所在する中世の岩切村は、永仁二年家政の妻から家政の孫娘大江氏に譲渡されており、その後の相論で家政の勝訴となる徳治元年までは余目留守氏の所領ではない。余目留守氏が事実上支配していたであろうが、

かりに東光寺が余目留守氏の菩提寺であるとして、自ら、菩提寺の活動に影響しかねない同地の地頭職を与えるということには疑問を感じる。

以上のとおり、東光寺板碑群を形成した人々を考えた場合、問題も多く断定できない。それは東光寺と余目留守氏との関係を意識しすぎたために問題を複雑化してしまった感がある。そこで別の観点から推察する資料として稲井石の運搬等について考えてみたい。

東光寺板碑群中から三基の稲井石を確認したが、いずれも年代は異なり集中していない。量的な点からみても一般的な流通商品であったとは考えにくく、むしろ、特別に用意しなければならなかったものということになる。岩切村には弘安八年の家広譲状に示された、河原宿五日市場や冠屋市場等の定期市の発達に伴い、冠川の水運を利用した商業活動も活発におこなわれているが、特殊な物産の運搬となれば一商人の活動ではなく、そうした商業活動を保証した国衙の力があったのではないだろうか。

また、東光寺周辺の板碑のまとめ1の中で、分布する範囲が限定されていることをのべたが、なぜこの周辺の地域だけに板碑を集中して造立したかを考えると、単に東光寺と留守氏との関係ではなく、中世社会の地域機能として墓地・供養所を考える必要があるのではないだろうか。板碑の造立は、「化粧坂」と呼ばれる切り通しを境として、その西方の若宮、東光寺、地蔵堂に最も多く分布し、全て追善供養によるものであり、墓地である「やぐら」と類似した石窟も数多く認められる。化粧坂の東方には洞ノ口、新田を中心に逆修を意図した結衆板碑が多く、西方のとは造立趣旨が異なる。化粧坂と呼ばれる地名は、鎌倉七口[注1]の一をはじめ中世の諸国に多い地名で国府の都市域の境界を示すものとみられている。中世における陸奥国府の所在は明らかではないが、古代陸奥国府の地である多賀城市市川に位置するものと考えられている。若宮の化粧坂は市川の西方三kmに位置しており、この化粧坂までを都市域＝府中とするならば、府中外西方に位置する東光寺と若宮地区、地蔵堂の板碑造立地は、中世都市機能中、墓域に特定した場所ではないかと考える。

仁治三年に豊後守大友氏が発布した「新成敗式目」[注7]には豊後府中で墓所をつくることを一切禁止した一条がある。

「一、府中墓所事

右、一切不可有、若有違亂之所者、且改葬之由被仰主、且可召其屋地矣」

他条文中には「関東之御定」や「守関東新制」がみられるところから、これらは幕府法令にならったものであり、中世陸奥国府の都市形成において、豊後国府と同様の規制を敷いた可能性は高い。こうした中世都市と墓域の関係は、遠江国府とその西方に広がる一の谷墳墓群で立証されており、墳墓群は都市域の境界を示す地名「化粧坂」の西方に位置している。

東光寺とその周辺の地域を国府の墓所・供養所と考えた場合、被葬者・被供養者には在庁官人層集団と村の有力者層集団である余目留守氏があげられる。そして、板碑造立には多額の費用がかかるものの、東光寺とその周辺の板碑には極めて簡素なものが多いことから考え、下級在庁官人や下級武士を含んだ広範な人々によって形成されたものではないだろうか。

〈問題点〉

東光寺板碑群と最も近接した大規模な板碑群は松島町雄島板碑群である。この二つは一方が、陸奥国府西方に位置し、もう一方が陸奥国府北東に位置する。この二つの板碑群は、造立年代や規模、さらに、大型稲井石製板碑と小型粘板岩の組み合わせや石窟の存在等類似性も高いが、彫刻方法や願文内容等は、雄島板碑群の板碑が丁寧かつ豪華な様相をみせているのに対し、東光寺板碑群の板碑は極めて簡素である。この二つの板碑の類似点と相違点は何によるものであろうか、再吟味を要するものと考える。

今回の調査は発掘を伴わない悉皆調査を求めたが、東光寺本堂礎石（板碑を使用）等やむなく未調査となった部分もあった。今後の調査により新たに検討を要する資料を得る可能性は高い。

東光寺板碑群の調査を開始してから二年間に

工事によって三〇％の板碑が未調査のまま移されたり埋められたりしている。特に墓地造成と道路整備のあおりを受け、造立位置を保っていた西丘陵中央部の板碑群は土ごと削り取られているものも多い。東光寺板碑群の保存状態はあまり良い状況にあるとはいえない。結界を敷いた中世寺院東光寺の姿をみるには、石窟や板碑の造立当初を確認する以外に手だてはない。また、多くの板碑が移動している状況の中で、造立当初の位置を保っている貴重な遺跡でもある当板碑群の破壊は、今後の中世史解明にとって大きな痛手となるに違いない。

第8図でみるように、旧地形を残している所がほとんどない状況にあって、残された遺跡の保存は、一基一基の板碑を保存するだけでなく、環境の保全に着眼し、地域全体を保護することが必要ではないだろうか。

おわりに、報告執筆にあたり佐々木慶市先生入間田宣夫先生、大石直正先生より種々ご教示をいただき厚く御礼を申し上げる次第である。

第8図　東光寺（板碑群）の開発の現状

注1　「史学雑誌」94―9　史学会例会報告記事
注2　「丹治山福永寺遺跡」　石川考古学研究会　昭和五七年十一月
注3　「称名寺絵図並結界記」　金沢文庫名品目録　昭和五六年三月
注4　『宮城県伊具地方の改造碑』―「日本の石仏」第28号―加藤政久　昭和五八年十二月
注5　紫桃正隆氏の教示による。河北町七尾
注6　「荘園制社会と仏教」　日本仏教史Ⅱ　黒田俊雄　昭和四二年
注7　「鎌倉遺文」　第八巻　竹内理三編　仁治三年正月の条

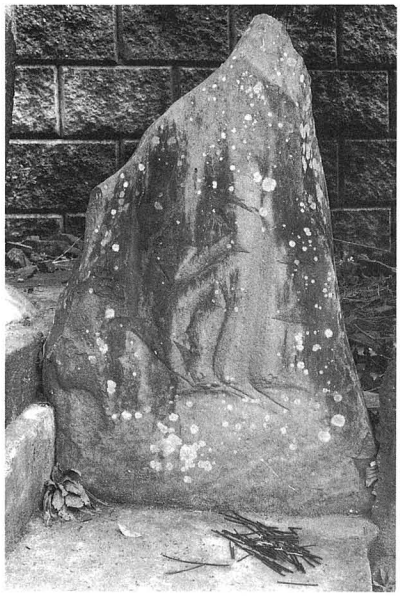

No 3

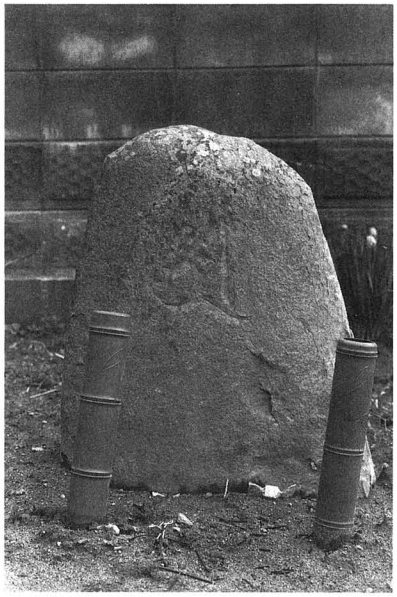

No 1

No 4 正安二年十月

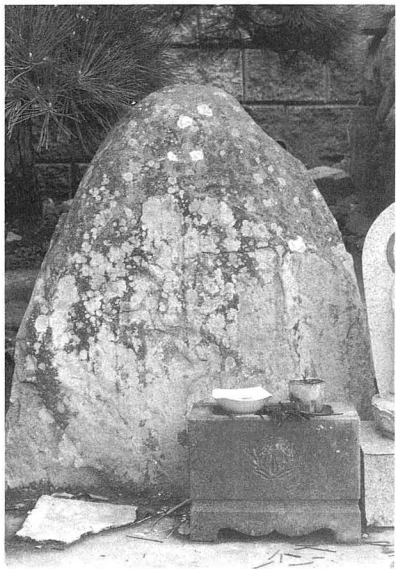

No 5 徳治二年五月十九日

No 2

第１図版

No
10

No.10　側面

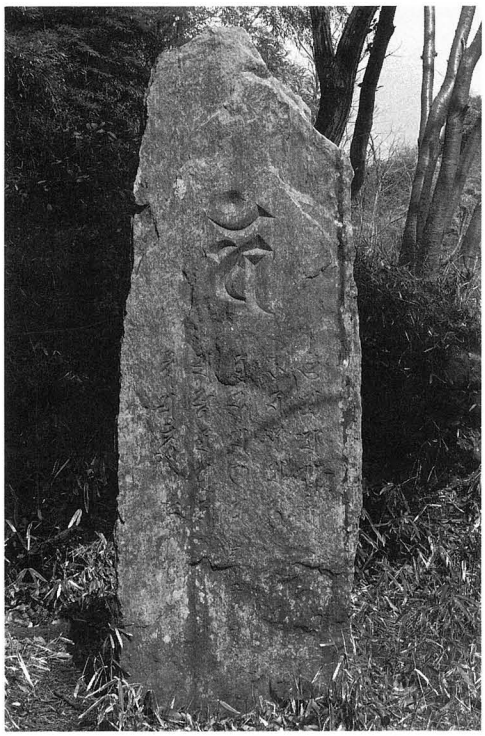

No
11

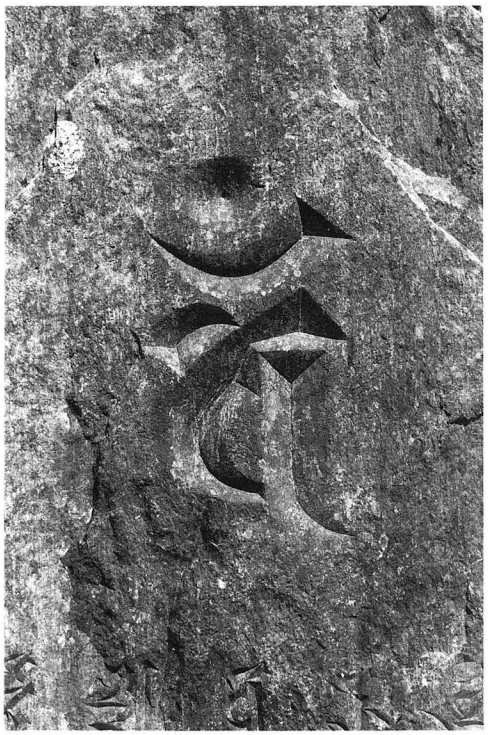

No.11　種子

第2図版

No. 10・No. 11の
板碑とその背後の
無紀年号板碑
その背後に土壘

土壘に立てかけて
ある小型の無紀年
号板碑群
No. 12～25

No. 10の背後
切石の配石跡

第3図版

No
12

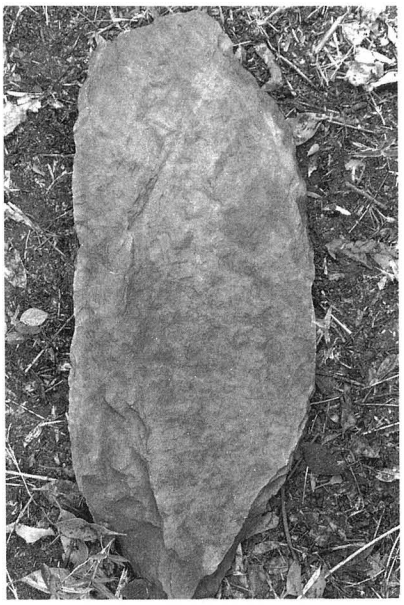

No
18

種子のないもの
(石材は同質であり
加工も施されている)

No
13

No
16

第4図版

No
27

No
28

正應四年三月九日

No
9

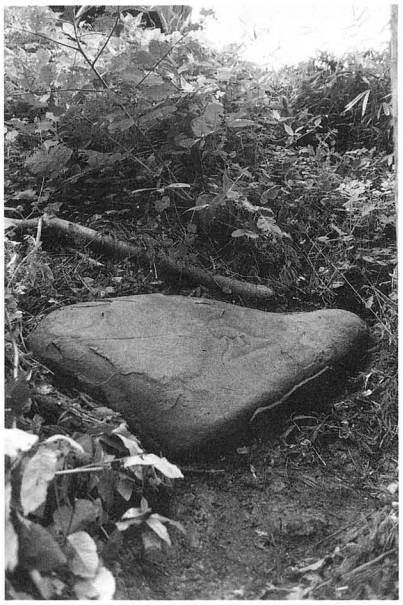

No
26

正應四年二月時正

第５図版

No
31

No.31
頂部の
切り込み

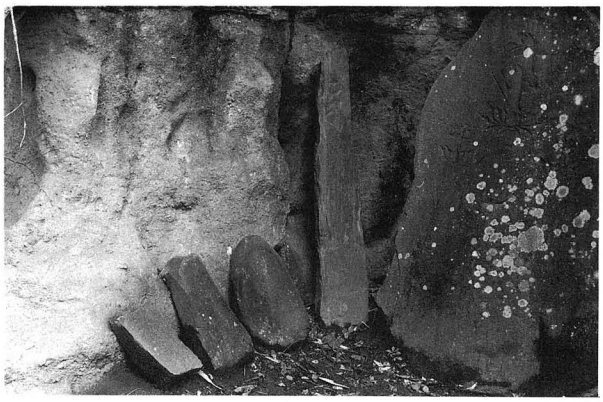

左側
No.34
No.38
No.35
No.39
No.33

No
33

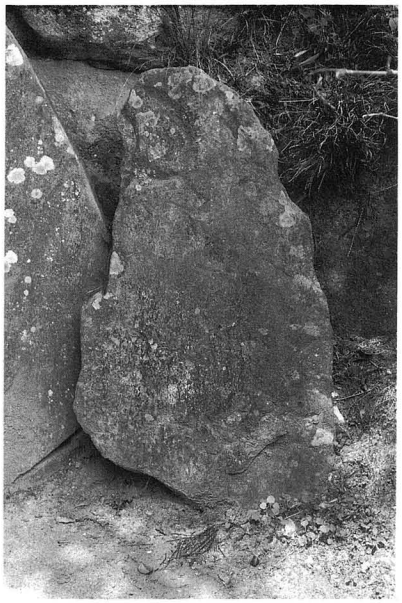

No
32

第6図版

No
43
正應三年三月二日

No
46

No
44
弘安六年七月六日

No
40
弘安九年四月廿五日

No
42

第７図版

No．41

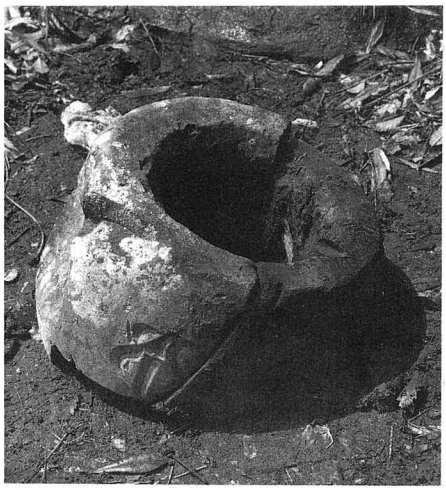

五輪塔水輪部分

No．47とNo．48～55の小型板碑

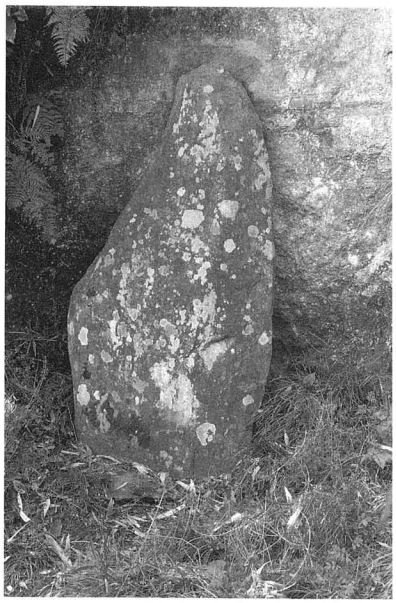

No 56 永仁元年十二月十二日

No 60 徳治二年丁未三月十四日

第８図版

No 66 嘉元二年六才甲辰十一月卅日

No 64 正和六年丁巳二月廿三日

左から
No. 64
No. 65
No. 66
No. 67

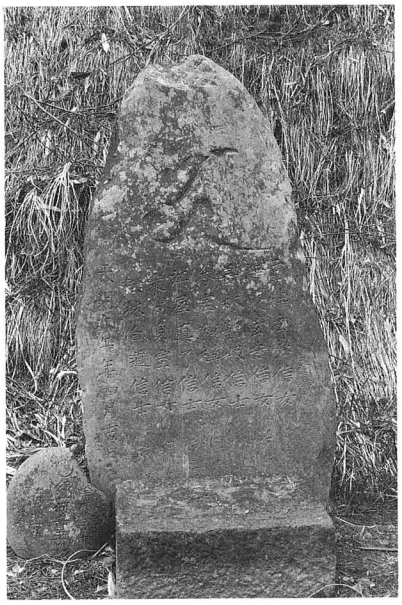

No 65

No 67

第９図版

所在番号
6
No. 12

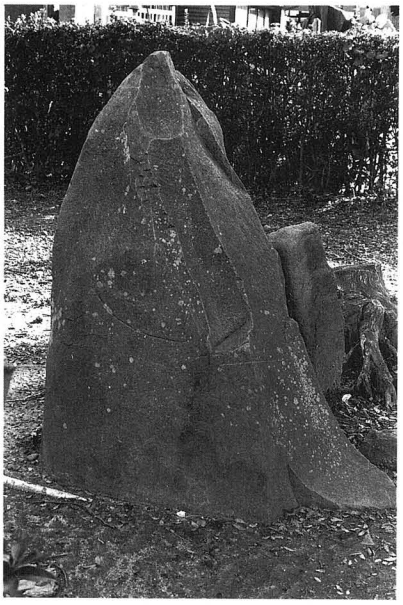

所在番号
8
No. 17

所在番号
2
No. 2

所在番号
3
No. 9

利府神谷沢

第10図版

所在番号
11
No. 26

所在番号
12
No. 29

所在番号
No.13

左　中　右
No.32 No.31 No.30

所在番号
No.5
|
No
11

所在番号
No.2
|
No
6

第11図版

No. 5

No. 1

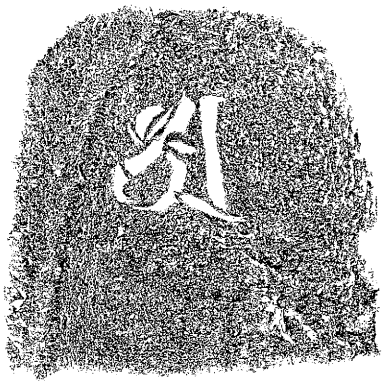

No. 4

No. 3

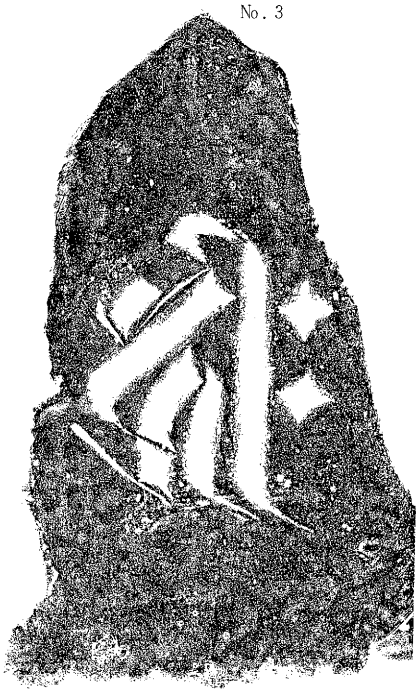

第12図版

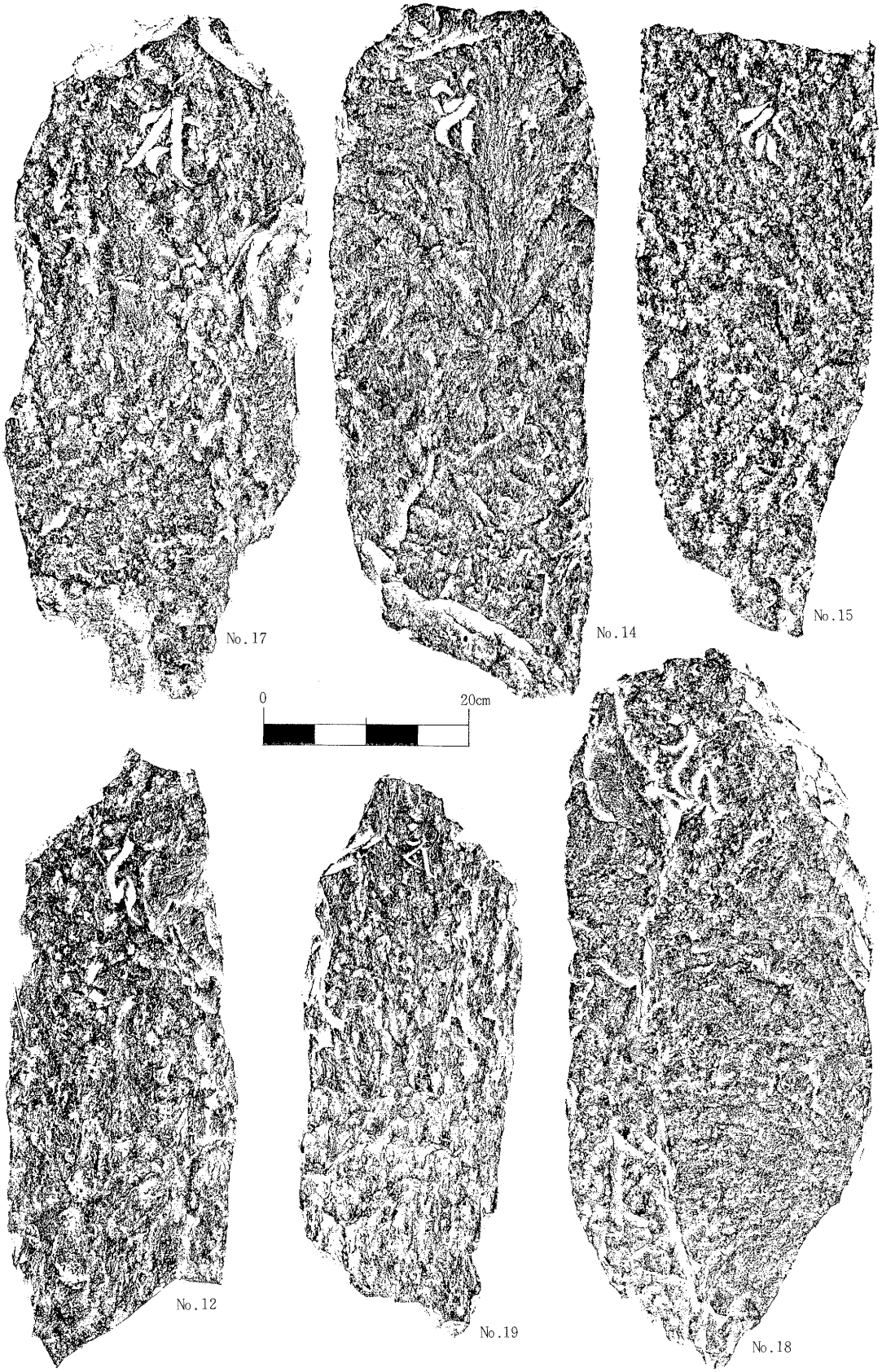

第13図版

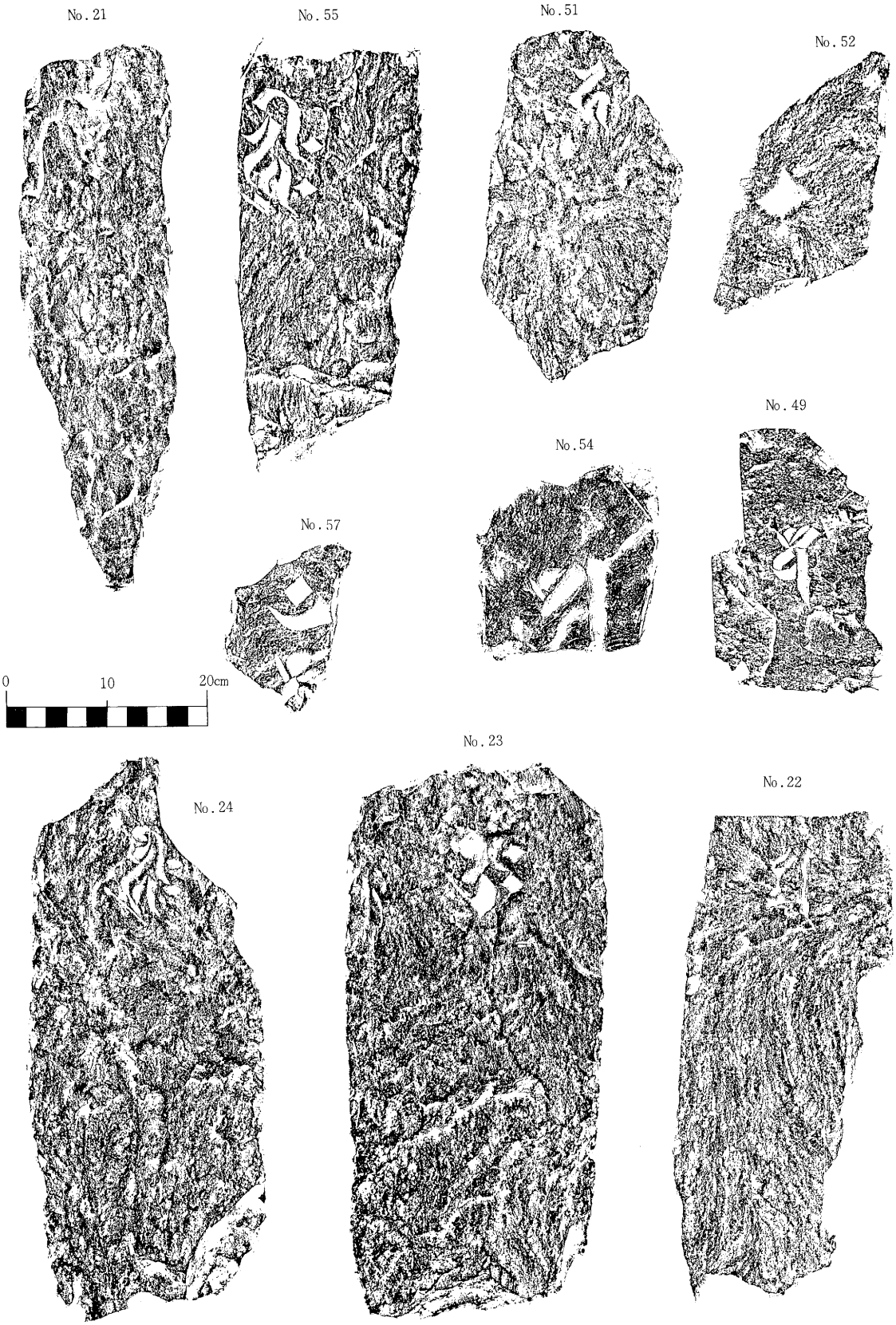

第14図版

No.26

No.27

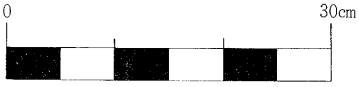

第15図版

No. 31

No. 39

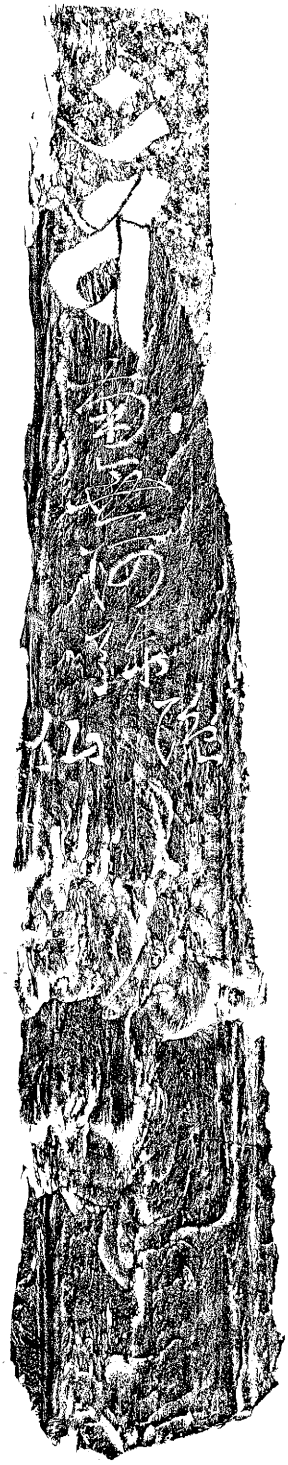

No. 28

0 20cm

第16図版

No.33

No.6

No.66

第17図版

No.35

No.37

No.34

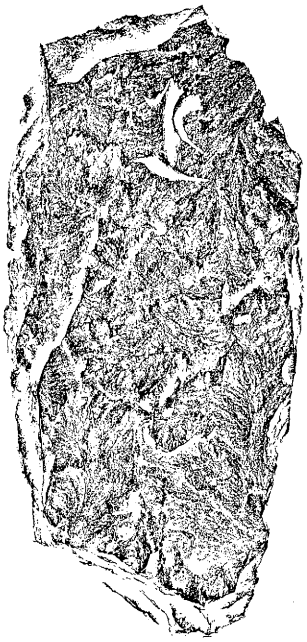

No.36

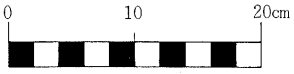

No.38

第18図版

No.44

No.40

0 20cm

第19図版

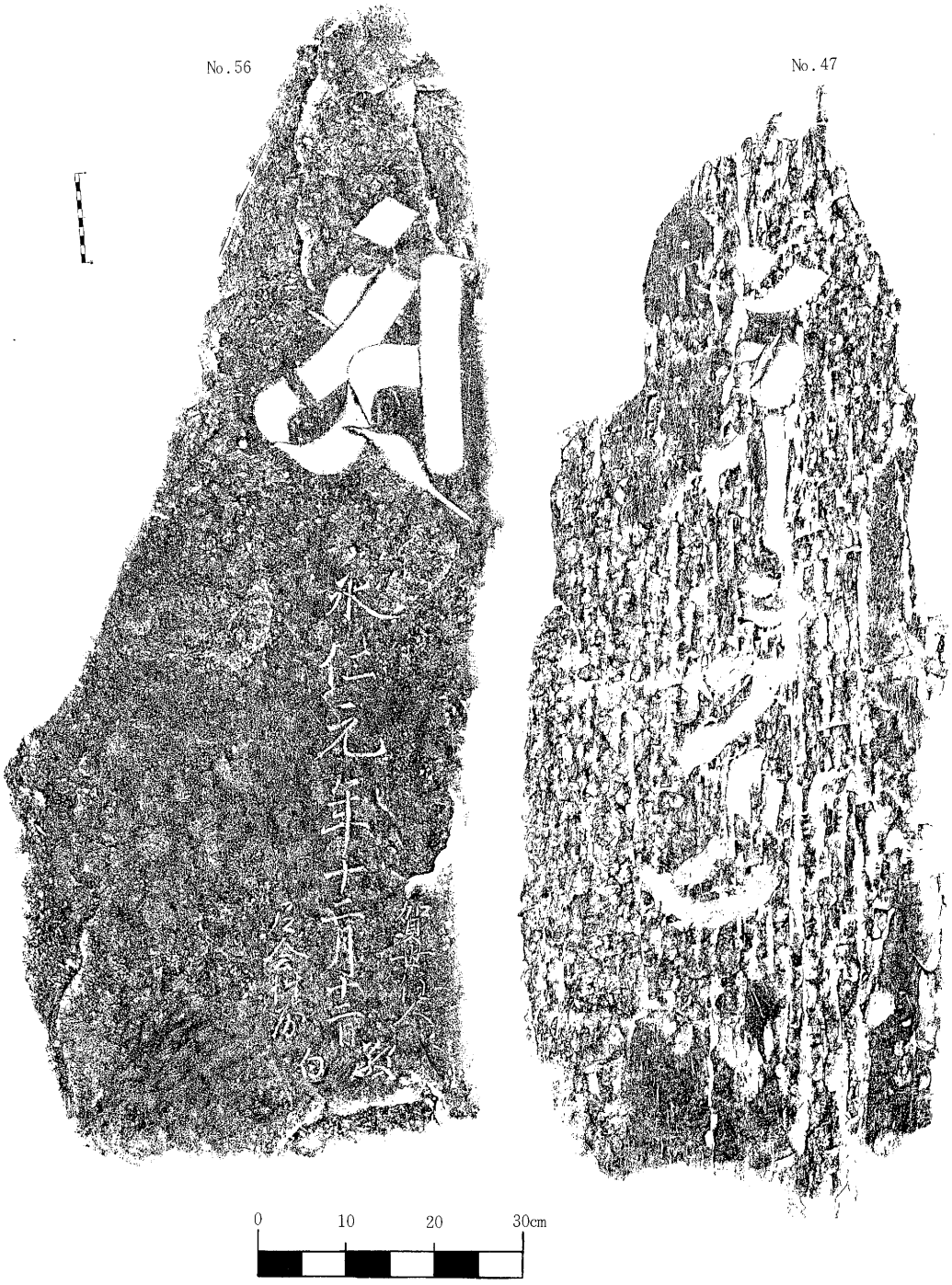

第20図版

No.70

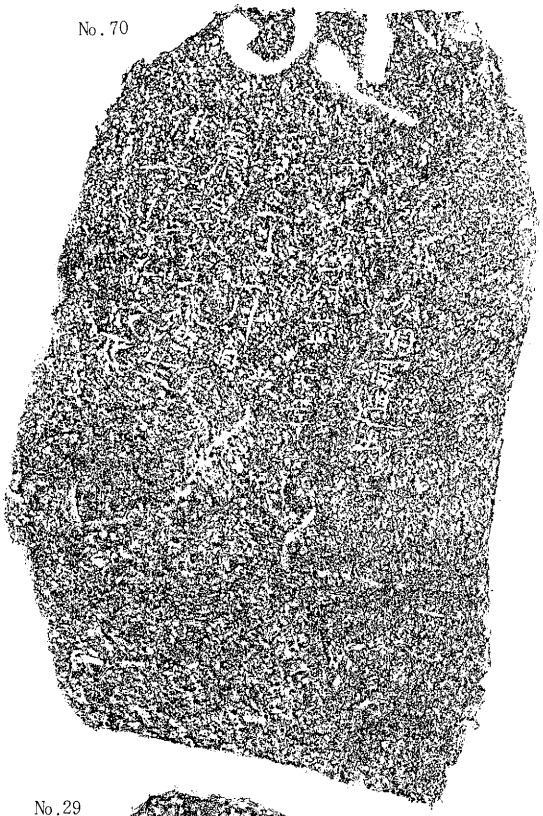

No.60

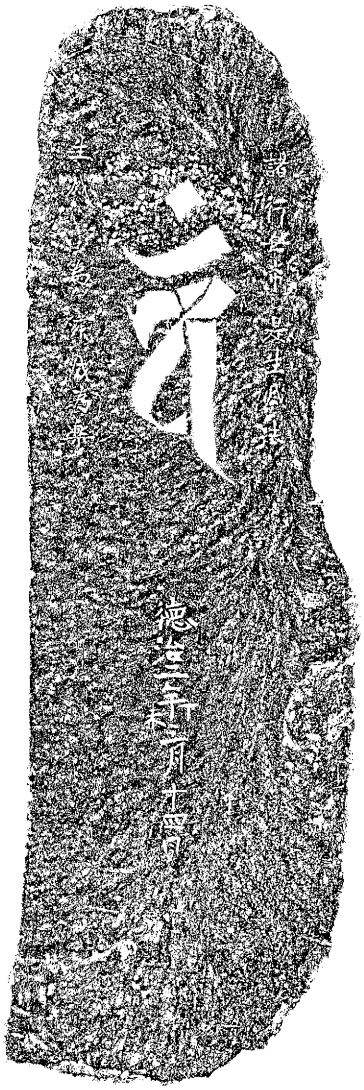

No.29

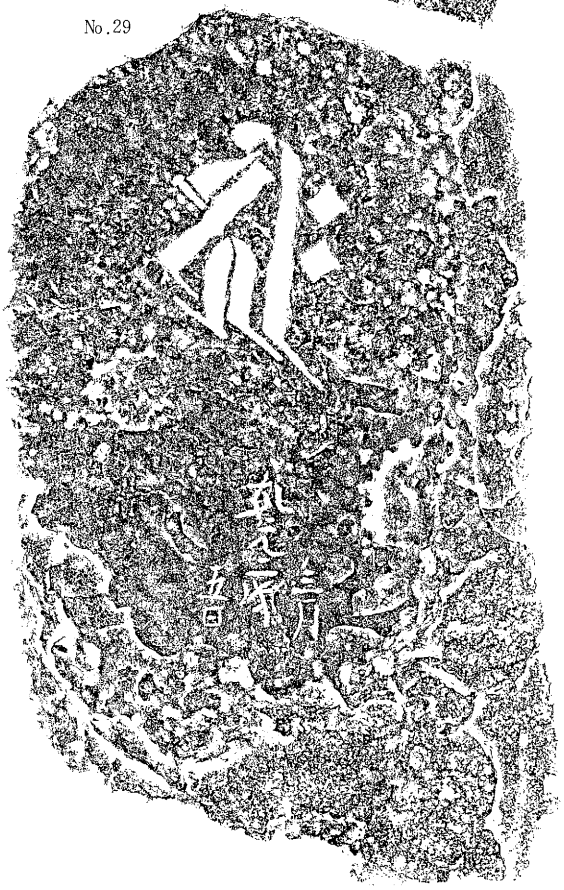

第21図版

No.65

No.67

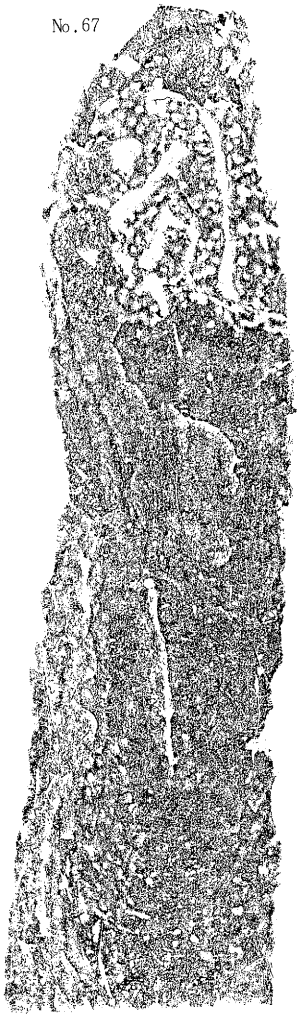

所在番号11

No.26

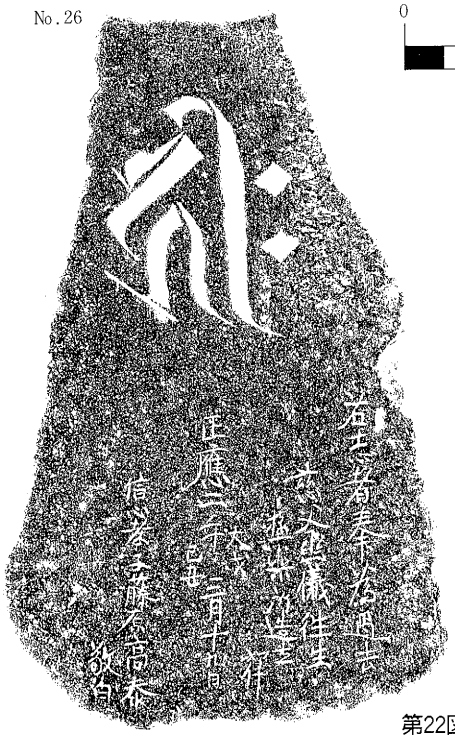

0 30cm

所在番号11

No.25

第22図版

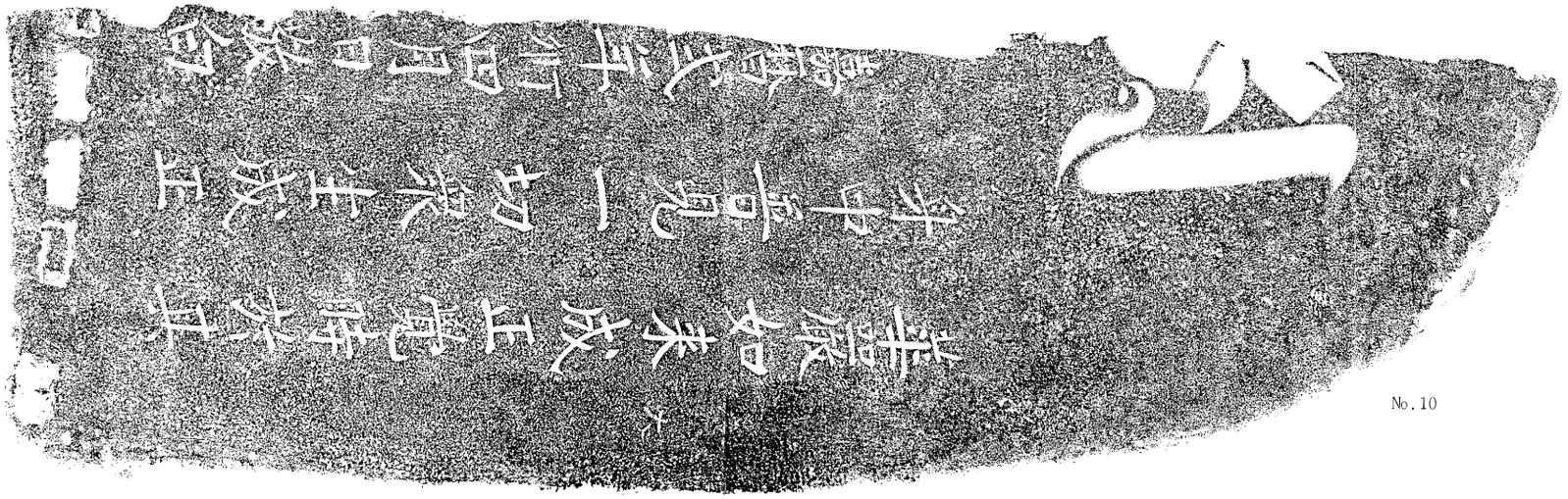

No.10

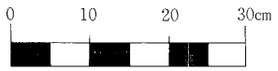

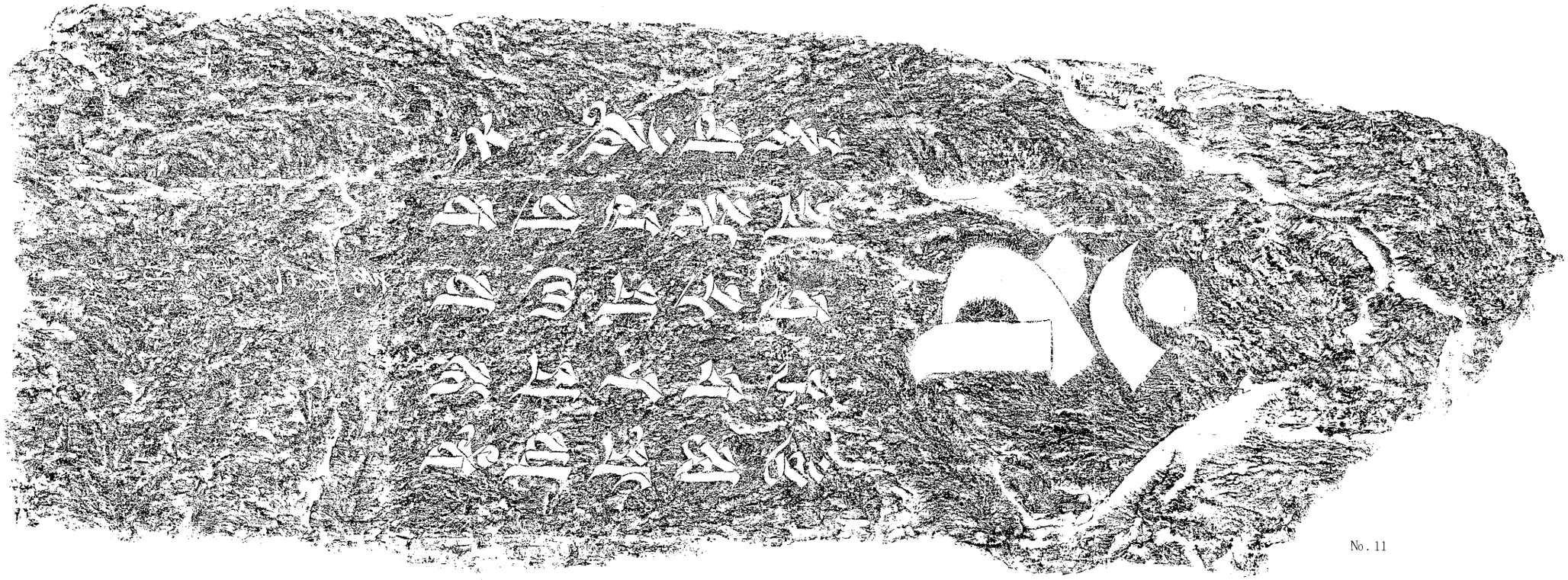

No.11

第23図版

仙台市文化財調査報告書第九三集
仙台市文化財分布調査報告Ⅳ
――仙台市東光寺板碑群――
昭和六十一年三月
発行　仙台市教育委員会
仙台市国分町三―七―一
仙台市教育委員会社会教育課
印刷　㈱東北プリント
仙台市立町二四―二四